枚方市
人権尊重のまちづくり基本計画
＜後期計画＞（素案）



令和９（2027）年●月

枚　方　市

はじめに

市長メッセージ

枚方市長　伏見　隆

― 目 次 ―

第１章　計画の中間見直しにあたって

１　人権を取り巻く状況 …… １
（１） 国際的な動向
（２） 国の動向
（３） 大阪府の動向
（４） 枚方市の取組
（５） 人権問題に関する市民等意識調査結果（概要）
２　これまで（令和４～７年度）の取組状況 …… 21

第２章　計画の基本的な考え方

１　中間見直しの趣旨 …… 24
２　計画の位置づけ …… 25
３　計画の期間 …… 27
４　計画の基本理念 …… 28
５　計画の基本方向 …… 29
（１）基本方向１：人権教育の推進
（２）基本方向２：人権啓発の推進
（３）基本方向３：人権相談・支援体制の充実
（４）基本方向４：関係機関、市民団体等との協働

第３章　様々な人権問題についての取組

【横断的な人権問題】インターネットによる人権侵害 …… 34
１　女性の人権 …… 38
２　子どもの人権 …… 41
３　高齢者の人権 …… 45
４　障害のある人の人権 …… 48
５　こころの病（うつ病など）に関する人権 …… 52
６　部落差別（同和問題） …… 54
７　外国人の人権 …… 57
８　HIV 感染者、ハンセン病回復者及びその家族の人権 …… 60
９　新たなウイルス等感染症感染者や回復者並びに医療従事者等やその家族の人権 …… 63
10　犯罪被害者やその家族等の人権 …… 65
11　ホームレスの人権 …… 67
12　性的マイノリティ（LGBTQ＋）の人権 …… 68
13　職業や雇用をめぐる人権 …… 71
14　セクシュアルハラスメント、パワーハラスメントなどの各種ハラスメント …… 73
15　ひきこもりの状態にある人の人権 …… 75
16　様々な人権問題 …… 77

第４章　計画の推進体制等

１　庁内外の推進体制 …… 79

参考資料　【省略】

１　枚方市人権尊重のまちづくり審議会への諮問書 …… ○
２　枚方市人権尊重のまちづくり審議会からの答申書 …… ○
３　計画策定に係る枚方市人権尊重のまちづくり審議会委員 …… ○
４　計画策定・中間見直しまでの経過 …… ○
５　枚方市人権尊重のまちづくり条例 …… ○
６　枚方市人権尊重のまちづくり審議会規則 …… ○
７　関連法令等
（１）世界人権宣言 …… ○
（２）日本国憲法＜抜粋＞ …… ○
（３）人権教育及び人権啓発の推進に関する法律 …… ○
（４）非核平和都市宣言 …… ○
（５）人権尊重都市宣言 …… ○

ひこぼしくんコラム【掲載一覧】

枚方市キャラクター
ひこぼしくん



①　「人権」と「平和」って、関係あるの？ …… 23
②　「枚方市人権尊重のまちづくり条例」 …… 23
③　「人権擁護委員」って、身近な存在 …… 33
④　新しい言葉、マイクロアグレッション（小さな攻撃）って？ …… 33
⑤　見えない加害者、見えない被害者 …… 37
⑥　ジェンダー平等って？ …… 40
⑦　子どもの人権 …… 44
⑧　障害者に関係するいろんなマーク、知ってる？ …… 51
⑨　こころの病は誰にでも起こりうる …… 53
⑩　部落差別（同和問題）って昔の話？ …… 56
⑪　ヘイトスピーチ、許さない！ …… 59
⑫　正しく知ろう、HIV とエイズのこと …… 61
⑬　ハンセン病対策の過ち …… 62
⑭　「コロナ差別」を繰り返してはだめ！ …… 64
⑮　見過ごされがちな「もうひとつの被害」 …… 66
⑯　SOGI は、人それぞれ …… 70
⑰　職業選択の自由 …… 72
⑱　お客さんだからって「わがまま」を言っていいの？ …… 74

第１章　　計画の中間見直しにあたって

１　人権を取り巻く状況

（１）国際的な動向

・昭和23年（1948年）国連総会「世界人権宣言」採択
・平成６年（1994年） 国連総会「人権教育のための国連10年」決議
・平成16年（2004年）国連総会「人権教育のための世界計画」採択
・平成27年（2015年）国連総会「持続可能な開発のための2030アジェンダ」採択

「戦争の世紀」とも言われた20世紀には、二度にわたる世界大戦により多くの尊い人命が失われるなど、様々な人権侵害が引き起こされました。この経験から、「平和のないところに人権は存在し得ない」、「人権のないところに平和は存在し得ない」という教訓を得て、人権問題は国際社会全体の問題であり、人権の尊重が平和の基盤であるという考えが広まり、国連総会において、国際社会共通の達成すべき基準として、「世界人権宣言」が採択されました。そして、その後も、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）」や「国際人権規約」のほか、女子に対する差別撤廃や児童、障害者の権利に関する条約などが採択され、あらゆる人の人権の擁護など差別の撤廃に向けた取組が行われてきました。

冷戦終結後も世界各地で紛争や内戦などが絶えず、飢餓や難民問題など深刻な人権問題が表面化したため、国際社会全体で人権問題の解決に向けて取り組む気運が高まってきました。こうした状況を受け、国連では平成７年（1995年）からの10年間を「人権教育のための国連10年」とすることを決議し、各国政府に対しても国内行動計画を定めることを求めました。そして、「人権教育のための国連10年」の終了後は「人権教育のための世界計画」が５年ごとに採択され、現在は第５フェーズ行動計画（計画期間：令和７年（2025年）～令和11年（2029年））に基づき、重点対象を「若者と子ども」とし、特にデジタル技術、環境や気候変動とジェンダー平等*に焦点を当てた人権教育の一層の取組が進められています。

持続可能でより良い世界を実現するための国際的な行動計画として、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。その中核として、SDGs*の17のゴール（目標）と169のターゲット、232の指標が掲げられています。その前文には、「すべての人々の人権を実現し、ジェンダー平等とすべての女性と女児の能力強化を達成することをめざす」と定められており、取り組むべき課題として、人権の視点が明確に示されています。

＊ジェンダー平等…一人ひとりの人間が、性別にかかわらず、平等に責任や権利や機会をわかちあい、あらゆる物事を一緒に決めることができることを意味しています。
＊SDGs ……Sustainable Development Goalsの略。持続可能な開発目標で、2030年を目標としている。

（２）国の動向

・昭和22年（1947年）「日本国憲法」施行
・昭和40年（1965年）「同和対策審議会答申」
・昭和44年（1969年）「同和対策事業特別措置法」施行
・昭和61年（1986年）「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）」施行
・平成９年（1997年）「人権の擁護に関する施策を推進するための法律（人権擁護施策推進法）」施行
「『人権教育のための国連10年』に関する国内行動計画」策定
・平成11年（1999年）「男女共同参画社会基本法」施行
・平成12年（2000年）「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」施行
・平成14年（2002年）「人権教育・啓発に関する基本計画」策定
・平成18年（2006年）「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」施行
・平成28年（2016年）「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」施行
「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」施行
「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」施行
・令和４年（2022年）「刑法」（侮辱罪の法定刑を引き上げ）改正
・令和５年（2023年）「こども基本法」施行
「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（LGBT理解増進法）」施行
・令和7年（2025年）「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（情報流通プラットフォーム対処法）」改正
「人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）」策定
・令和8年（2026年）「労働施策総合推進法」改正

わが国では、日本国憲法において「基本的人権の尊重」を基本原則として、法の下の平等が保障されています。一方で、女性や障害のある人等の人権問題やわが国固有の人権問題である部落差別（同和問題）などの解消には、なお取組が必要です。

部落差別（同和問題）については、「同和対策審議会答申」を受けて、「この問題の解決は、国の責務であり、国民的な課題である」との認識のもと、「同和対策事業特別措置法」が施行され、様々な取組が行われてきました。「同和対策事業特別措置法」失効後も一般対策として引き継がれ、また、差別意識解消に向けた教育や啓発も推進されてきました。一方、情報化の進展等に伴い、人権を取り巻く状況は大きく変化してきています。

女性や障害のある人等の多様性（ダイバーシティ）に対する人権問題については、国際的な動きと連動して男女共同参画社会の実現やバリアフリーに向けた取組などが行われ、各種の人権問題に関する国内法が施行されるなどの法整備が進められてきました。令和８年（2026年）10月には、新たに求職者等に対するセクハラ対策を事業主に義務化する「改正男女雇用機会均等法」が施行されました。

国連からの呼びかけに応じて、「『人権教育のための国連10年』に関する国内行動計画」が策定され、あらゆる場を通じて人権教育を推進することとされました。その後、「人権擁

護施策推進法」に基づく人権擁護推進審議会からの答申を受けて、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、人権教育・啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務が明らかにされました。同法により策定された「人権教育・啓発に関する基本計画」は、その後の社会経済情勢の変化や国際的潮流の動向を踏まえて、令和7年（2025年）に見直され、「人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）」が策定されました。

その他にも、国では、様々な立場にある人の人権を具体的に保障するために、社会情勢の変化に伴った分野別の法整備や人権尊重の取組が進められました。

また、平成28年（2016年）に、SDGsに係る施策の実施について、関係行政機関と緊密な連携を図り、総合的かつ効果的に推進するため、全国務大臣を構成員とするSDGs推進本部を設置しました。現在、安心・安全な社会や、差別や虐待のない人権に配慮した持続可能な社会の実現をめざし、多様化・複雑化する人権問題への取組を進めています。

（３）大阪府の動向

・平成９年（1997年）「人権教育のための国連10年大阪府行動計画」策定
・平成10年（1998年）「大阪府人権尊重の社会づくり条例」制定
・平成13年（2001年）「大阪府人権施策推進基本方針」策定
「人権教育のための国連10年大阪府（後期）行動計画」策定
「おおさか男女共同参画プラン」策定
・平成14年（2002年）「大阪府男女共同参画推進条例」制定
・平成17年（2005年）「大阪府人権教育推進計画」策定
・平成27年（2015年）「差別のない社会づくりのためのガイドライン」策定
・平成28年（2016年）「大阪府障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例」制定
・令和元年（2019年）「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」制定
「大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例」制定
・令和4年（2022年）「大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例」制定

大阪府では、同和問題・在日外国人問題をはじめとする様々な人権問題を重要な行政課題と位置づけ、人権教育の取組については、国連や国の動向を踏まえ、「人権教育のための国連10年大阪府行動計画」を全国に先駆けて策定し、「あらゆる人々が、あらゆる機会・場において実施される人権教育を通じて、人権尊重の精神を当然のこととして身に付け、日常生活において実践し、人権という普遍的文化の創造をめざす」ことを基本理念に進めてきました。

「大阪府人権尊重の社会づくり条例」を土台として、大阪府の人権施策を進めるための枠組みをつくり、すべての人の人権が尊重される社会の実現をめざした取組を進めています。その後、この条例を具体化するため、「大阪府人権施策推進基本方針」を策定し、府政推進の基本理念を定め、人権施策の概念、内容等を明確にしました。この方針は、人権を取り巻く社会状況の変化に対応するため、令和３年（2021年）に改訂され、新たに顕在化した人権問題に対する認識と求められる方策等が追記されました。

また、「人権教育のための国連10年大阪府（後期）行動計画」の成果と課題を継承しつつ、人権意識の高揚を図るための施策を着実に推進するため、その具体的な推進計画として、「大阪府人権教育推進計画」を策定し、令和４年（2022年）には改訂を行うなど、総合的な人権教育の推進を図ってきました。

そして、すべての人が個人として尊重され、性別にとらわれることなく、自分らしくのびやかに生きることのできる男女共同参画社会の実現をめざして策定された「おおさか男女共同参画プラン」は、その後一部改訂や後継計画が策定され、男女共同参画施策を総合的・計画的に進めてきました。令和８年（2026年）には、大きく変化する社会情勢を踏まえ、「おおさか男女共同参画プラン（2026-2030）」が策定されました。

さらに、「差別のない社会づくりのためのガイドライン」策定後も、社会情勢の変化を踏まえた改訂を重ね、平成30年（2018年）には、大阪府もSDGs推進本部を設置し、ジェンダー平等など「誰一人取り残さない」をスローガンにSDGsが掲げる目標の達成に向けた取組を進めています。

大阪府では、多様化・複雑化する人権問題に的確に対応し、増加する外国人旅行者や外国人労働者の受け入れを見据えた国際都市にふさわしい環境づくりなどを進めるため、令和元年（2019年）には「大阪府人権尊重の社会づくり条例」を一部改正しました。加えて、「大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例」を制定し、インターネット上の誹謗中傷をなくすとともに、あらゆる場において人権が尊重される社会の実現をめざしています。

（４）枚方市の取組

・昭和57年（1982年）「非核平和都市宣言」
・平成５年（1993年）「人権尊重都市宣言」
・平成11年（1999年）「人権教育のための国連10年枚方市行動計画」策定
・平成13年（2001年）「枚方市男女共同参画計画」策定
・平成16年（2004年）「枚方市人権教育・啓発基本計画」策定
「枚方市人権尊重のまちづくり条例」制定
・平成22年（2010年）「枚方市男女共同参画推進条例」制定
・平成25年（2013年）「枚方市人材育成基本方針」策定
・平成31年（2019年）「ひらかた・にじいろ宣言」
・令和３年（2021年）「手話でつむぐ住みよいまち枚方市手話言語条例」制定
「子どもを守る条例」制定
「枚方市SDGs取組方針」策定
・令和４年（2022年）「枚方市人権尊重のまちづくり基本計画」策定
・令和６年（2024年）「枚方市人権尊重のまちづくり条例」一部改正

枚方市は、戦前から戦中にかけて、禁野火薬庫・枚方製造所、そして香里製造所が稼働する「軍需のまち」でした。

昭和14年（1939年）３月１日に禁野火薬庫が大爆発を起こし、約700人もの死傷者を出しました。昭和20年（1945年）、終戦により軍事施設は閉鎖されました。その後の朝鮮戦争勃発により、再び火薬製造所として復活させる動きが出てきましたが、平和を求める地元住民による粘り強い反対運動が展開され、その結果、香里製造所跡地には、当時、東洋一の

マンモス団地と呼ばれた香里団地が建設され、現在に至るまで、長きにわたり平和なまちのシンボル的な存在となっています。

枚方市では、人権をおびやかす戦争が二度と起こることがないよう、また、核兵器の廃絶、製造設備及び手段の廃棄を訴えるものとして、大阪府内で初めて「非核平和都市宣言」を行いました。また、禁野火薬庫の大爆発から50年後、昭和29年（1954年）に日本漁船第五福竜丸がビキニ環礁で、アメリカ軍が行った水爆実験に遭遇し被ばくした日から35年後の平成元年（1989年）に３月１日を「枚方市平和の日」と定め、平和施策の一層の推進に取り組んでいます。

こうした中、枚方市では「人権尊重都市宣言」を行い、その後「枚方市人権尊重のまちづくり条例」を制定し、市民一人ひとりがまちづくりの主体となってお互いを思いやり、多様性を認め合い、一人ひとりの人権が尊重され、平和に暮らすことができるまちづくりを進めてきました。社会情勢の変化や人権問題の多様化を踏まえ、この条例を令和６年（2024年）に改正し、市の責務に加えて市民や事業者の役割を規定するとともに、あらゆる人権侵害行為を禁止し、市・事業者・市民が一体となって市全体で人権侵害行為の防止に努めることを規定することで、「あらゆる人権侵害を許さない」という市の姿勢を示しました。

その間、「枚方市人権教育・啓発基本計画」に基づき人権教育・啓発を進めてきましたが、いじめや虐待の深刻化、新型コロナウイルス感染症の感染拡大などの新たな人権課題の出現など社会情勢の変化に伴い、人権問題も多様化・複雑化し、人権侵害がますます深刻化する中、人権施策を効果的・総合的に推進することを目的に、「枚方市人権尊重のまちづくり基本計画」を策定しました。

また、すべての市民が性別にかかわりなく人権が尊重される社会の実現をめざし、「枚方市男女共同参画計画」（現在は、第４次枚方市男女共同参画計画）の策定や、男女共同参画推進に関する基本理念を定めた「枚方市男女共同参画推進条例」の制定を通じて、男女共同参画社会の実現に向けた取組を進めてきました。

さらに、「ひらかた・にじいろ宣言」を行い、パートナーシップ宣誓制度をはじめとする性的マイノリティ支援に積極的に取り組むとともに、市民の誰もが性の多様性を認め合い、いきいきと暮らすことができる人権尊重のまちづくりを進めています。

他にも、全ての市民が互いに支え合い、尊重し合いながら、心豊かに、安心して、地域の中で自立して生活し、あらゆる社会生活に参加し、いきいきと活動できる、住みよいまちの実現をめざす「手話でつむぐ住みよいまち枚方市手話言語条例」や、子どもの権利擁護を基本理念とし、一人ひとりの子どもが笑顔で健やかに育つ社会の実現をめざす「子どもを守る条例」を制定しました。

市の最上位計画「枚方市総合計画*」（現在は、第5次枚方市総合計画）では、基本目標の一つとして「健やかに、生きがいを持って暮らせるまち」を将来像とし、このまちづくりの実現に向けた施策目標11において、「すべての人がお互いの人権を尊重しあうまち」を掲げ、市民の人権意識の高揚に努めているほか、人権に関する教育・啓発や人権侵害に関する相談支援などの施策を総合的に推進しています。

また、「枚方市SDGs取組方針」では、総合計画における28の施策目標及び４つの計画推進と分野別に定める計画や施策をSDGsと関連づけて、SDGsが掲げるすべての人々の人権が尊重され、「誰一人取り残さない」社会が実現できるよう、市や事業者などが、連携して取り組むこととしています。

こうした取組を通じて、次代を担う子どもたちが「ジブンゴト」として捉え、行動できるよう、「担い手の育成」に主眼を置いた取組を進めています。

市職員については、各施策を推進するにあたり、より高い人権意識が求められ、あらゆる差別事象や人権課題に常に敏感である必要があることから、「枚方市人材育成基本方針」（令和７年中間見直し）を策定し、責任感と高い倫理観を持った人材の育成に取り組んでいます。

＊第５次枚方市総合計画

計画期間：平成28年度（2016年度）から令和９年度（2027年度）

基本目標２

「健やかに、生きがいを持って暮らせるまち」

施策目標１１

「すべての人がお互いの人権を尊重しあうまち」

取組の方向

◆すべての市民の人権が大切にされる社会の実現に向け、人権問題を正しく理解し、一人ひとりの個性や価値観、多様な文化を認め合えるよう、人権教育・啓発の推進を図ります。

◆配偶者等からの暴力（DV*）や、高齢者、障害者などへのさまざまな人権侵害に対し、関係機関が連携しながら支援の充実を図ります。

＊枚方市総合計画…市のめざすべき将来像を定め、長期的な視点に立って計画的に市政を運営するために策定している市の最上位計画。

＊DV……DV（ドメスティック・バイオレンス）とは、配偶者や親密なパートナーからの暴力のことです。「殴る」「蹴る」という身体的な暴力のほかに、大声で怒鳴ったり、無視したりというような精神的に追い詰める暴力もあります。また、行動を監視する行為、性的な暴力もDVに含まれます。

（５）人権問題に関する市民等意識調査結果（概要）

人権問題に関する市民意識調査結果（概要）

	R8	R3（前回調査）
調査時期	令和８年（2026 年）５月～６月	令和３年（2021 年）６月～７月
調査対象	満 18 歳以上の市民 3,000 人（年齢階層別ランダムサンプリング）	
回 収 数	36.4%（1,092 票/3,000 票）	39.1%（1,173 票/3,000 票）
有効回収率	36.4%（1,092 票/3,000 票）	38.9%（1,168 票/3,000 票）

１．調査した項目

① いろいろな人権問題についての意識や考え方について
② 住まいのことや就職、結婚相手・パートナーに対する意識や考え方について
③ ここ５年間の人権をめぐる法律や条例の施行、及びこれらに関する人権問題について
④ 新型コロナウイルス感染症等新たなウイルス等における人権侵害の問題について
⑤ インターネットにおける人権侵害の問題について
⑥ 人権や差別に関する考え方について
⑦ 人権問題の解決に向けた行政の取り組みについて
⑧ 人権について学ぶための機会について
⑨ 人権侵害について
⑩ あなたご自身のことについて

２．回答者の属性

１）回答者の性別

性別の回答率は、前回調査と同様、「女性」の割合が高いものの、「無回答」、「答えない」の割合も若干増えている。

性別	割合	
	R8	R3
女性	54.4%	58.6%
男性	37.1%	38.1%
無回答	4.8%	1.5%
答えない	3.4%	1.5%
男性・女性では答えられない	0.4%	0.3%

２）回答者の年齢

年代別の回答構成率は、前回調査と同様、高齢層が高く、若者層が低くなっている。

年齢層		構成割合	
		R8	R3
若者層	18、19 歳	0.8%	1.3%
	20～24 歳	3.2%	3.9%

	25～29 歳	3.9%	3.6%
	30～34 歳	4.0%	5.5%
	35～39 歳	4.3%	6.2%
中年層	40～44 歳	5.8%	6.4%
	45～49 歳	6.3%	7.6%
	50～54 歳	9.7%	10.2%
	55～59 歳	9.2%	7.1%
高齢層	60～64 歳	8.1%	8.1%
	65～69 歳	8.9%	10.1%
	70～74 歳	9.8%	13.4%
	75～79 歳	9.7%	7.8%
	80 歳～	16.4%	8.9%

３．いろいろな人権問題についての意識や考え方

１）各人権問題の認知度

各人権問題をどの程度知っているかの設問について、「内容をある程度知っている」と「あることは知っている」を合わせた『知っている』の割合は、前回調査に比べ全体的に割合は低下しているものの、すべて７割以上の高い認知度となっている。

特に「新型コロナウイルス等新たなウイルス等感染症感染者や回復者並びに医療従事者等やその家族の人権問題」（14.4%減少）は大きく低下している。

また、『特に人権上の深刻な問題と考えるものとして該当する人権問題を３つ選択する』についてでは、「子どもの人権問題」、「インターネットにおける人権侵害」、「女性の人権問題」、「パワーハラスメント」（割合横の〇数字）となっており、上位１番、２番は前回調査と変わっていない。

人権問題（設問掲載順）	人権問題を『知っている』の割合			
	R8		R3	
女性の人権問題	94.4%	③	96.6%	④
子どもの人権問題	95.4%	①	97.7%	①
高齢者の人権問題	91.5%		93.7%	
障害のある人の人権問題	90.1%		90.7%	
こころの病（うつ病など）に関する人権問題	85.2%		87.5%	
部落差別（同和問題）	88.7%		91.5%	
日本に居住している外国人の人権問題	83.9%		84.8%	
ヘイトスピーチ	81.3%		85.8%	
HIV 感染者及びその家族の人権問題	73.2%		81.9%	
ハンセン病回復者及びその家族の人権問題	71.6%			
新型コロナウイルス等新たなウイルス等感染症感染者や回復者並びに医療従事者等やその家族の人権問題	78.9%		93.3%	③
犯罪被害者やその家族の人権問題	83.4%		88.5%	
ホームレスの人権問題	78.3%		86.5%	
性的マイノリティ（LGBTQ＋等）の人権問題	79.8%		81.4%	

職業や雇用をめぐる人権問題	83.9%		87.1%	
セクシュアルハラスメント	89.6%		94.4%	
パワーハラスメント	92.0%	④		
マタニティハラスメント	82.7%		―	
パタニティハラスメント	74.6%		―	
カスタマーハラスメント	86.4%		―	
インターネットにおける人権侵害	87.8%	②	92.3%	②
ひきこもりの状態にある人の人権問題	77.0%		―	

２）人権上問題がある行為

それぞれの行為に人権上問題があると思うかの設問について、設問別に「あると思う」と「どちらかと言えばあると思う」を合わせた『あると思う』の割合（上位 10 個）は、前回調査に比べ「新型コロナウイルス感染症の回復者並びに医療従事者等やその家族であることを理由に、タクシーの利用や保育所の受入れなどを断る」の割合が低下したものの、他は大きく変動していない。＜複数選択可＞

設問	人権上問題が『あると思う』割合	
	R8	R3
SNS（ラインやフェイスブック、Ｘなど）など、インターネットのサイトに他人への誹謗中傷を書き込む	82.0%	86.0%
人前で部下を長時間にわたり大声で叱る	81.5%	84.5%
職場で顔を合わせるたびに「まだ結婚しないのか」と言う	80.9%	83.7%
しつけのため、子どもに体罰を与える	78.3%	82.3%
住民の緊急時連絡先や疾病、障害の有無などを他の住民に言いふらす	76.7%	80.8%
障害のある人をじろじろ見たり、避けたりする	76.4%	84.2%
子育て中の女性を雇用しないようにする	74.4%	77.7%
街頭などで、特定の国の出身の人々について、「日本から出て行け」と言う	74.1%	79.0%
本人に断りなく、恋人や配偶者・パートナーの携帯電話やスマートフォンの通信履歴を見る	72.8%	75.9%
新型コロナウイルス感染症の回復者並びに医療従事者等やその家族であることを理由に、タクシーの利用や保育所の受入れなどを断る	72.7%	83.2%

４．さまざまな人権問題

１）障害のある人に対する人権侵害や人権上の問題

障害のある人に対する人権侵害や人権上の問題が現在あると思うかの設問について、設問別に「あると思う」と「どちらかと言えばあると思う」を合わせた『あると思う』の割合は、前回調査に比べ全体的に低下しているものの、上位３つに変動はない。＜複数選択可＞

設問	人権上の問題が『あると思う』割合	
	R8	R3
道路の段差解消、エレベーターの設置など、障害のある人が暮らしやすい配慮が足りないこと	76.5%	82.6%
仕事に就く機会が少なく、また、障害のある人が働くための職場の環境整備が十分でないこと	74.9%	81.6%
優先座席やヘルプマーク等、障害のある人や配慮を要する人が利用する設備等について、周りの人に知識や理解がないこと	66.6%	75.6%

２）外国人に対する人権侵害や人権上の問題

外国人に対する人権侵害や人権上の問題が現在あると思うかの設問について、設問別に「あると思う」と「どちらかと言えばあると思う」を合わせた『あると思う』の割合は、前回調査に比べ全体的に低下しているものの、上位３つに変動はない。＜複数選択可＞

設問	人権上の問題が『あると思う』割合	
	R8	R3
病院や施設などで、外国語の表記などの対応が不十分なこと	60.0%	70.0%
就職や仕事の内容・待遇などにおいて不利な条件に置かれていること	57.4%	71.5%
特定の人種や民族の人々を排斥する不当な差別的言動（ヘイトスピーチ）があること	55.1%	70.1%

３）部落差別（同和問題）に関する人権侵害や人権上の問題

部落差別（同和問題）に関する人権侵害や人権上の問題が現在あると思うかの設問について、設問別に「あると思う」と「どちらかと言えばあると思う」を合わせた『あると思う』の割合は、前回調査に比べ全体的に低下しているものの、上位３つに変動はない。＜複数選択可＞

設問	人権上の問題が『あると思う』割合	
	R8	R3
インターネット上に誹謗中傷等が掲載されること	51.4%	61.2%
結婚等で身元調査をされること	50.3%	58.9%
差別的言動をされること	47.0%	59.9%
インターネット上に同和地区と呼ばれる地域の所在地リストや動画・写真などが掲載されること	47.0%	56.8%

４）性的マイノリティ（LGBTQ＋等）に関する人権侵害や人権上の問題

性的マイノリティ（LGBTQ＋等）に関する人権侵害や人権上の問題が現在あると思うかの設問について、設問別に「あると思う」と「どちらかと言えばあると思う」を合わせた『あると思う』の割合は、前回調査に比べ全体的に低下しているものの、上位３つに変動はない。＜複数選択可＞

設問	人権上の問題が『あると思う』割合	
	R8	R3
性的マイノリティ（LGBTQ＋等）への理解や認識が不足していること	66.8%	76.6%
パートナーがいても、婚姻と同等に扱われないこと	63.4%	71.2%
学校や職場などで嫌がらせやいじめを受けること	61.7%	73.3%

５）インターネットに関する人権侵害や人権上の問題

インターネットに関する人権侵害や人権上の問題が現在あると思うかの設問について、設問別に「あると思う」と「どちらかと言えばあると思う」を合わせた『あると思う』の割合は、上記１）～４）の設問に比べ全体的に高く、前回調査と同様８割を超えるものが多い。＜複数選択可＞

設問	人権上の問題が『あると思う』割合	
	R8	R3
フェイクニュース（真実ではない情報）や誤った情報が拡散されること	89.4%	88.5%
SNS（ラインやツイッターなど）による交流が犯罪を誘発する場となっていること	88.2%	85.5%
インターネットが悪質商法の取引の場となっていること	88.2%	85.4%
わいせつな画像や残虐な画像などの情報が掲載されること	85.9%	85.9%
子どもたちの間で、インターネットを利用した「いじめ問題」が発生していること	85.9%	84.9%
差別を助長するような情報が掲載されること	83.1%	82.3%
問題のある情報がインターネット上に掲載されると、削除や訂正に時間がかかること	81.9%	79.4%
他人のプライバシーに関する情報や誹謗中傷する情報が掲載されること	80.7%	88.5%
問題のある情報を書き込んだ人を特定するための手続きに時間がかかること	80.5%	80.6%

５．人権や差別に関する考え方

人権や差別に関するいろいろな考え方の設問について、設問別に「そう思う」と「どちらかと言えばそう思う」を合わせた『そう思う』の割合は、前回調査に比べ若干低下しているものの、上位５つに変動はない。＜複数選択可＞

設問	人権や差別の考え方で『そう思う』割合	
	R8	R3
差別は人間として恥ずべき行為であり、私たち一人ひとりが差別しない人にならなければならない	92.0%	94.3%
差別をなくすためには、子どものうちからの教育が重要である	85.9%	87.9%

差別問題に無関心な人にも、差別問題についてきちんと理解してもらうことが必要である	84.4%	84.3%
差別をなくすためには、行政だけでなく市民団体の取り組みも必要である	73.7%	79.4%
差別をなくすためには、行政によるさらなる啓発が必要である	72.6%	75.1%

６．人権について学ぶための機会

人権について学ぶ機会の設問について、「小学校で受けた」と「中学校で受けた」の『小学校、中学校で受けた』の割合、及び「高校で受けた」と「大学、短大、専門学校で受けた」の『高校、大学等で受けた』の割合は、前回調査に比べ若干増加している。「部落差別（同和問題）」（小学校から大学等の計 63.3%）や「障害のある人の人権問題」（同計 48.1%）の割合は高くなっている。＜複数選択可＞

人権問題	『小学校、中学校で受けた』割合		『高校、大学等で受けた』割合	
	R8	R3	R8	R3
部落差別（同和問題）	47.1%	48.7%	16.2%	15.8%
障害のある人の人権問題	31.9%	30.6%	16.2%	15.9%
女性の人権問題	19.2%	14.5%	14.4%	15.2%
子どもの人権問題	17.2%	15.4%	13.2%	12.2%
こころの病に関する人権問題	10.6%	9.0%	12.2%	10.4%

人権について学ぶ機会の設問について、「受けたことがない」の割合で５割を超えるものは、前回調査と同様、新しい人権問題の割合が多い。＜複数選択可＞

人権問題	「受けたことがない」割合	
	R8	R3
ひきこもりの状態にある人の人権問題	77.0%	―
パタニティハラスメント	74.4%	―
新型コロナウイルス等新たなウイルス等感染症感染者や回復者並びに医療従事者等やその家族の人権問題	73.2%	68.8%
インターネットによる人権侵害	73.2%	60.5%
カスタマーハラスメント	70.8%	―
マタニティハラスメント	68.7%	―
性的マイノリティ（LGBTQ＋等）の人権問題	68.1%	60.9%
ホームレスの人権問題	63.8%	57.1%
犯罪被害者やその家族の人権問題	62.9%	55.5%
ヘイトスピーチ	59.4%	52.3%
セクシュアルハラスメント	58.4%	51.6%
パワーハラスメント	58.5%	
HIV 感染者及びその家族の人権問題	54.2%	41.0%
日本に居住している外国人の人権問題	52.9%	44.2%

７．人権侵害の有無や対応

１）人権侵害を受けた、または身近で見聞きした経験

最近５年間に人権侵害を受けた、または身近で見聞きした経験があるかの設問について、前回調査と比べ「ない」と回答した割合が若干増加している。

経験	割合	
	R8	R3
ない	66.0%	61.4%
ある	26.3%	35.4%
無回答	7.7%	3.3%

２）上記「ある」の人権問題の種類

人権侵害を受けた、または身近で見聞きした経験がある人の人権問題の種類の設問について、前回調査と同様「セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント」、「女性の人権問題」、「インターネットによる人権侵害」の割合が上位を占めている。なお、「新型コロナウイルス感染症感染者や回復者並びに医療従事者等やその家族の人権問題」の割合は減少している。＜複数選択可＞

人権問題の種類	割合	
	R8	R3
セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント	46.7%	45.8%
カスタマーハラスメント	26.5%	―
女性の人権問題	24.7%	32.0%
インターネットによる人権侵害	24.7%	26.2%
新型コロナウイルス感染症感染者や回復者並びに医療従事者等やその家族の人権問題	12.9%	32.4%

３）自身に対する人権問題の有無

有無	割合	
	R8	R3
いいえ（自分以外に対する人権侵害）	71.7%	70.8%
はい（自分自身に対する人権侵害）	27.7%	28.1%
無回答	0.5%	1.1%

４）人権侵害を受けた人の対応

人権侵害を受けた人の対応の設問について、前回調査に比べ、「我慢した」「相談した」の割合が増加し、「抗議、反論した」の割合は減少している。

人権侵害への対応	割合	
	R8	R3
我慢した	62.7%	51.5%
相談した	21.6%	11.9%
抗議、反論した	7.8%	21.8%
訴えた	3.9%	3.0%

その他	2.0%	8.9%
無回答	2.0%	3.0%

５）人権侵害を受けた人の結果

人権侵害を受けた人が最終的に解決したかどうかの設問について、前回調査と同様、「解決しなかった」の割合が高い。

結果	割合	
	R8	R3
解決しなかった	54.9%	59.4%
解決した	27.5%	25.7%
その他	9.8%	13.9%
無回答	7.8%	1.0%

６）人権侵害を身近で見聞きした経験がある人の対応

人権侵害を身近で見聞きした経験がある人の対応の設問について、前回調査と同様「何もしなかった」の割合が高い。なお、「相談（通報）した」の割合は増加している。

人権侵害に対する対応	割合	
	R8	R3
何もしなかった	31.1%	36.1%
いけないことだと指摘した	13.6%	13.7%
相談（通報）した	13.6%	5.5%
いけないことだと分かってもらおうとした	12.9%	12.9%
同調した	6.1%	5.5%
話をそらした	3.0%	1.2%
その他	11.4%	14.9%
無回答	8.3%	10.2%

７）人権侵害の問題（事案）への対応

人権侵害に対する対応としてどのようにしたらよいかの設問について、前回調査と同様「人権侵害を受けた当事者が救済されるよう人権課題に対応する専門の相談機関・相談窓口の充実を図る」、「さまざまな人権問題をめぐる誤解や偏見、差別をなくし、一人ひとりの人権意識を高めるために、行政が正しい知識と理解を深める人権啓発に努める」の割合が高い傾向となっている。＜複数選択可＞

人権侵害に対する対応	割合	
	R8	R3
人権侵害を受けた当事者が救済されるよう人権課題に対応する専門の相談機関・相談窓口の充実を図る	51.5%	60.8%
さまざまな人権問題をめぐる誤解や偏見、差別をなくし、一人ひとりの人権意識を高めるために、行政が正しい知識と理解を深める人権啓発に努める	47.7%	50.6%
発達段階に応じた学校における人権教育や、地域や職場における人権研修を充実させる	39.4%	44.7%

人権侵害を受けた当事者自らが解決策を講じる	8.3%	5.1%
その他	3.8%	7.1%
無回答	10.6%	5.1%
特に何もしなくてよい	0.8%	0.4%

人権問題に関する小中学生の意識調査の集計結果（概要）

調査期間	： 令和８年６月９日～７月７日
調査対象	： 中学２年生、小学５年生
回 答 数	： 中学２年生 1,671人／3,012人<5/1現在数> 小学５年生 1,898人／3,216人<5/1現在数>

１．調査項目

①人権問題の認知度や考え方について

②人権侵害等を見聞きした経験やその対応等について

２．質問項目

問１０．最後に、あなたの性別を教えてください。

＜回答項目＞	＜中学生＞	＜小学生＞
女	816人	849人
男	761人	777人
答えたくない	70人	228人
わからない	15人	22人
無回答 ＜上記選択肢選ばず＞	9人	22人

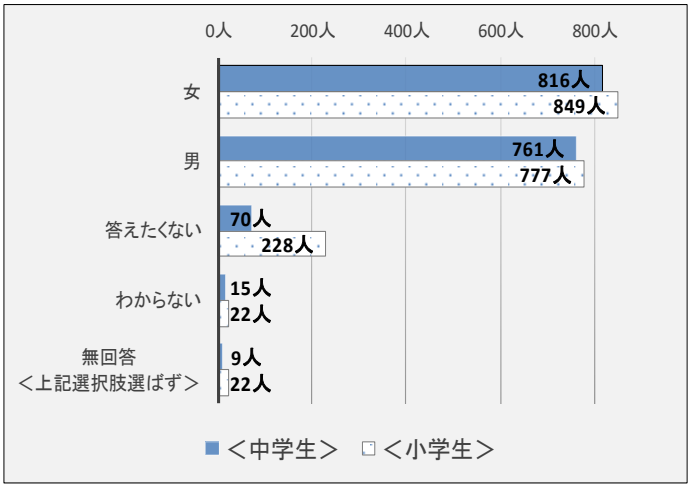

問１．案内チラシに書いているようにたくさん人権問題はありますが、あなたが知っている（聞いたことがある）ものに、✔してください。（複数選択可）

【中学生】「1.ジェンダー（女性・男性・LGBTQ＋など）の人権問題」(86.3%)、「4.障害がある人の人権問題」(70.0%)の回答は高く、「7.ヘイトスピーチ」(13.6%)の回答は低い。

【小学生】「4.障害がある人の人権問題」(47.0%)、「2.子どもの人権問題」(42.8%)の回答は高く、「5.部落差別（同和問題）」(10.4%)の回答は低い。

＜回答項目＞	＜中学生＞	＜小学生＞
１．ジェンダー（女性・男性・LGBTQ＋など）の人権問題	1,442	724
２．子どもの人権問題	730	813
３．高齢者の人権問題	622	608
４．障害がある人の人権問題	1,169	892
５．部落差別（同和問題）	242	197
６．日本にいる外国人の人権問題	898	602
７．ヘイトスピーチ	227	未実施
８．ハンセン病からの回復者やその家族の人権問題	235	未実施
９．インターネットの人権侵害	907	517
無回答＜上記選択肢選ばず＞	22	296

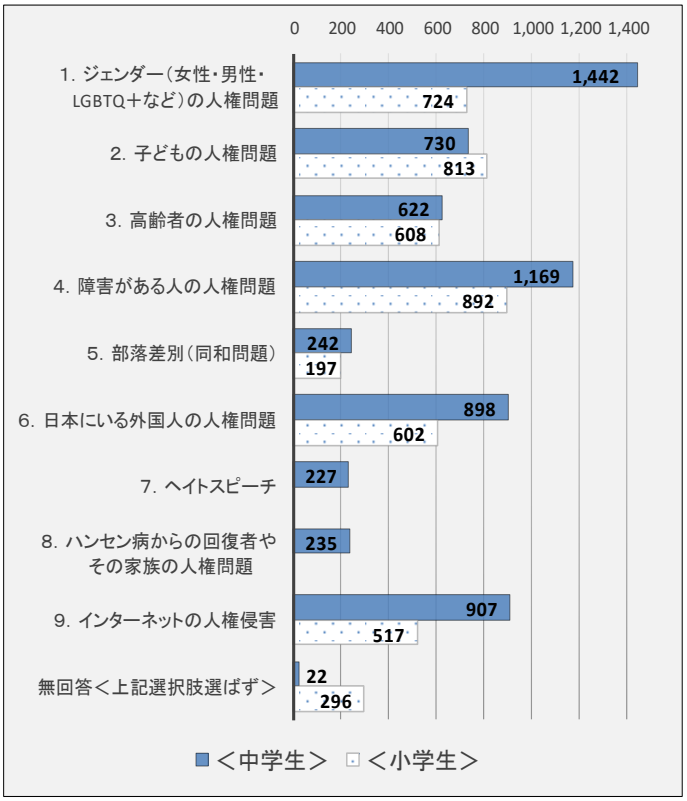

問２．あなたは、人権問題について、どのように考えますか。当てはまるものに、✔してください。

【中学生】「1.すべての人に関わる問題」(81.5%)の回答は高く、「3.自分とは関わりがない問題」(1.1%)の回答は低い。

【小学生】「1.すべての人に関わる問題」(58.1%)の回答は高く、「3.自分とは関わりがない問題」(2.5%)の回答は低い。

＜回答項目＞	＜中学生＞	＜小学生＞
１．すべての人に関わる問題	1,362	1,102
２．関係のある一部の人の問題	160	197
３．自分とは関わりがない問題	19	47
４．わからない	124	493
５．その他	3	7
無回答＜上記選択肢選ばず＞	3	52

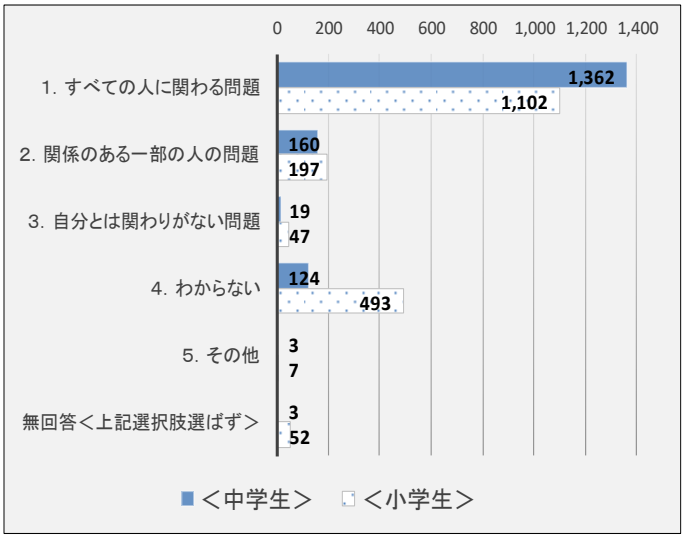

問３．あなたは、差別などで自分が人権を傷つけられたり、ほかの人を傷つけたりするのを見たり、聞いたりしたことがありますか。当てはまるものに、✔してください。（複数選択可）

【中学生】「5.インターネット上の情報サイト、SNS」(53.1%)、「3.テレビやラジオ」(43.4%)の回答は高く、「2.家族や友だち以外で、実際の場面を見た（聞いた）」(12.8%)の回答は低い。

【小学生】「5.インターネット上の情報サイト、SNS」(29.2%)、「1.家族や友だちなどとの会話」(28.9%)の回答が高く、「4.本、雑誌、新聞」(10.0%)の回答は低い。

＜回答項目＞	＜中学生＞	＜小学生＞
１．家族や友だちなどとの会話	435	549
２．家族や友だち以外で、実際の場面を見た（聞いた）	214	255
３．テレビやラジオ	725	539
４．本、雑誌、新聞	259	189
５．インターネット上の情報サイト、ＳＮＳ	888	555
６．その他	22	126
無回答＜上記選択肢選ばず＞	186	352

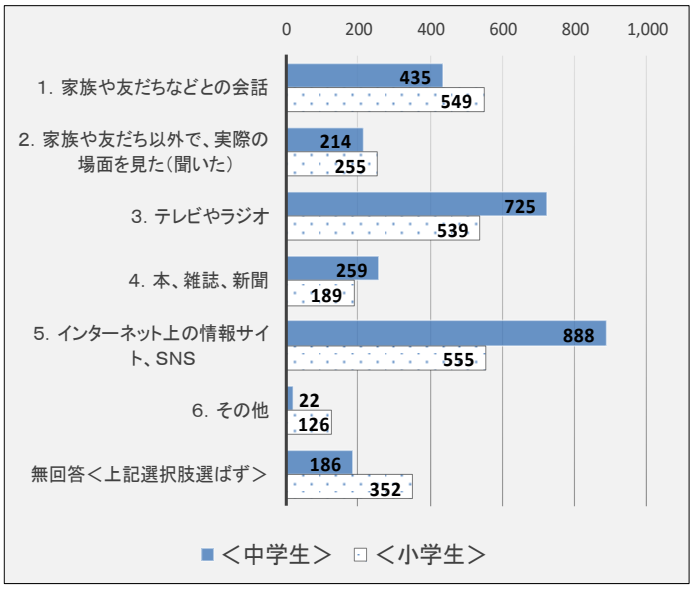

問４．あなたは、差別などで人権を傷つけられたりするのを見たり、聞いたりした場合、どうしますか。当てはまるものに、✔してください。（複数選択可）

【中学生】「3.傷つけられた人をなぐさめる」(38.6%)、「2.家族、先生や相談窓口などに相談する」(35.8%)の回答は高く、「4.何もしない（見て見ないフリをする）」(8.9%)の回答は低い。

【小学生】「3.傷つけられた人をなぐさめる」(45.5%)、「1.傷つけている相手にいけないことだと言う」(44.0%)の回答は高く、「4.何もしない（見て見ないフリをする）」(5.0%)の回答は低い。

＜回答項目＞	＜中学生＞	＜小学生＞
１．傷つけている相手にいけないことだと言う	533	836
２．家族、先生や相談窓口などに相談する	599	796
３．傷つけられた人をなぐさめる	645	863
４．何もしない（見て見ないフリをする）	148	94
５．どうしたらいいかわからない	510	344
６．その他	23	46
無回答＜上記選択肢選ばず＞	25	77

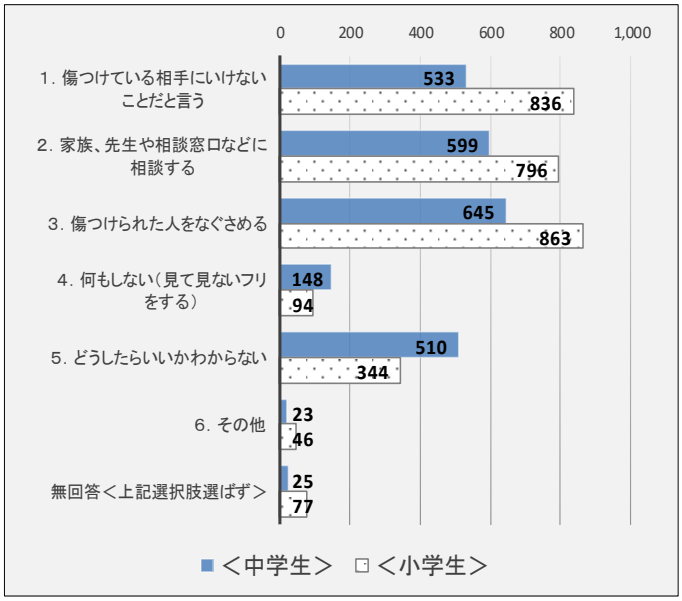

問５．あなたが、差別などで人権を傷つけられた場合、どうしますか。当てはまるものに、✔してください。（複数選択可）

【中学生】「2.家族、先生や相談窓口などに相談する」(47.0%)の回答は高く、「3.相手の話にあわす」(13.8%)の回答は低い。

【小学生】「2.家族、先生や相談窓口などに相談する」(51.1%)の回答は高く、「3.相手の話にあわす」(9.5%)の回答は低い。

＜回答項目＞	＜中学生＞	＜小学生＞
1．相手にいけないことだと言う	401	618
2．家族、先生や相談窓口などに相談する	785	969
3．相手の話にあわす	230	180
4．がまんする（何もしない）	510	453
5．わからない	269	248
6．その他	77	74
無回答＜上記選択肢選ばず＞	18	64

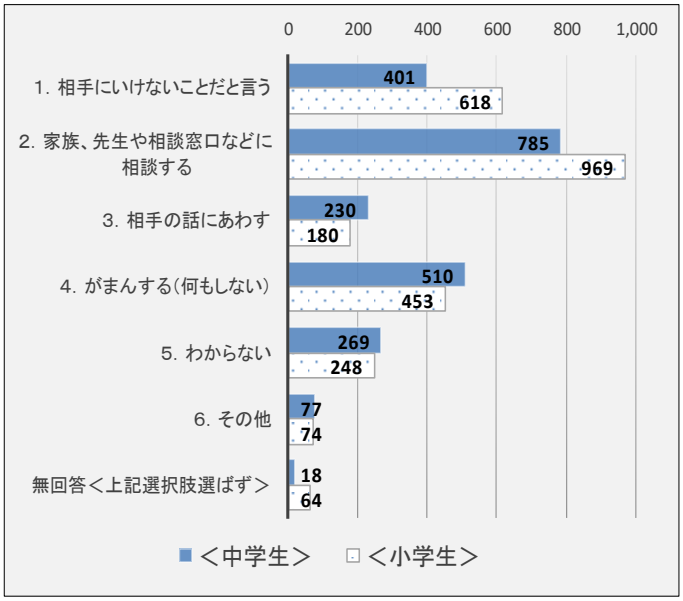

問６．あなたが差別などで人権を傷つけられた場合、相談できる人はいますか。当てはまるものに、✔してください。

（複数選択可）

【中学生】「1.家族」(69.4%)、「2.友だち、先輩や後輩」(64.8%)の回答は高く、「4.市や国の相談窓口」(5.9%)、「5.相談する人はいない」(8.3%)の回答は低い。

【小学生】「1.家族」(74.2%)、「2.友だち、先輩や後輩」(52.1%)の回答は高く、「5.相談する人はいない」(6.8%)、「4.市や国の相談窓口」(7.3%)の回答は低い。

＜回答項目＞	＜中学生＞	＜小学生＞
1．家族	1,159	1,408
2．友だち、先輩や後輩	1,083	988
3．学校の先生、スクールカウンセラー	554	638
4．市や国の相談窓口	99	138
5．相談する人はいない	138	130
6．その他	31	47
無回答＜上記選択肢選ばず＞	14	70

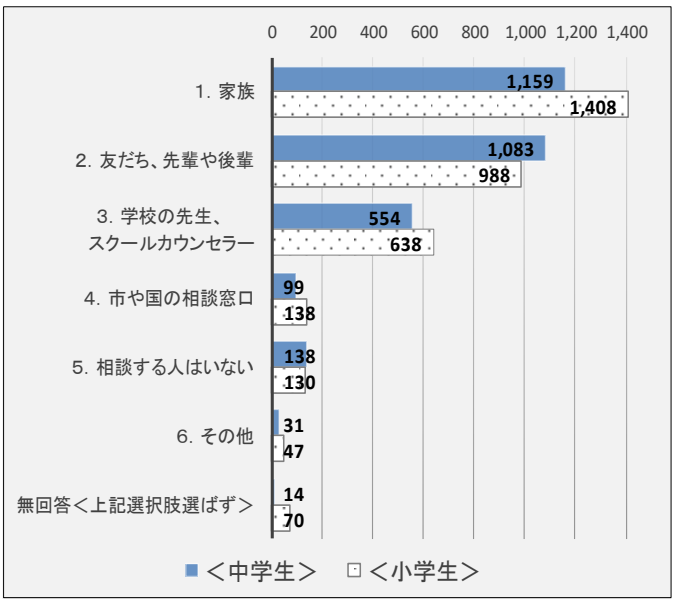

問７．市や国には、人権、いじめ、差別について相談する窓口があります。あなたが知っている（聞いたことがある）ものに、✔してください。（複数選択可）

【中学生】「1.相談チャットアプリ「ぽーち」」(70.4%)、「3.いじめ相談窓口、いじめ相談手紙」(54.6%)の回答は高く、「4.すこやかホットライン」(21.9%)の回答は低い。

【小学生】「1.相談チャットアプリ「ぽーち」」(67.5%)、「3.いじめ相談窓口、いじめ相談手紙」(49.6%)の回答は高く、「4.すこやかホットライン」(14.6%)の回答は低い。

＜回答項目＞	＜中学生＞	＜小学生＞
１．相談チャットアプリ「ぽーち」	1,177	1,281
２．教育安心ホットライン、いじめ専用ホットライン	444	331
３．いじめ相談窓口 、いじめ相談手紙	912	942
４．すこやかホットライン	366	278
５．こどもの人権110番、ＳＯＳミニレター	586	546
６．その他	17	67
無回答＜上記選択肢選ばず＞	83	161

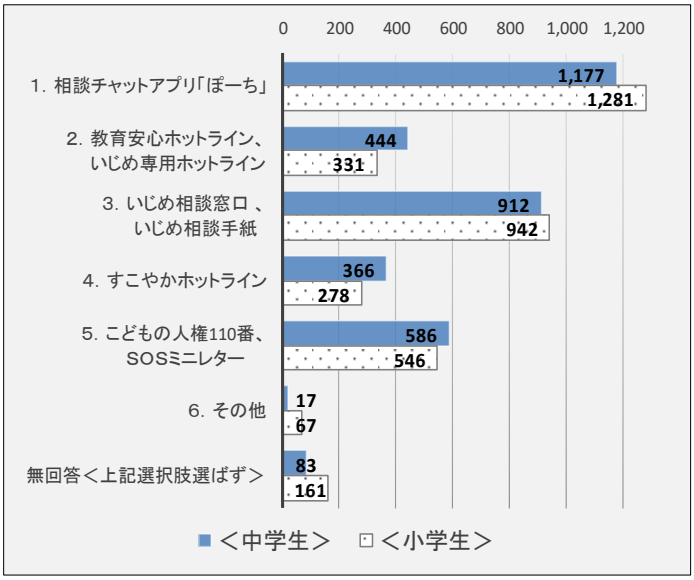

問８．あなたが人権、いじめ、差別のことで相談しやすい方法はありますか。当てはまるものに、✔してください。（複数選択可）

【中学生】「5.ＳＮＳ（ＬＩＮＥなど）」(47.0%)、「1.面談（直接会う）」(40.0%)の回答は高く、「3.手紙」(17.7%)の回答は低い。

【小学生】「1.面談（直接会う）」(40.5%)の回答は高く、「4.メール（ショートメッセージ）」(20.6%)、「5.ＳＮＳ（ＬＩＮＥなど）」(20.7%)の回答は低い。

＜回答項目＞	＜中学生＞	＜小学生＞
１．面談（直接会う）	668	769
２．電話	370	542
３．手紙	295	537
４．メール（ショートメッセージ）	539	391
５．ＳＮＳ（ＬＩＮＥなど）	785	393
６．その他	22	114
無回答＜上記選択肢選ばず＞	49	129

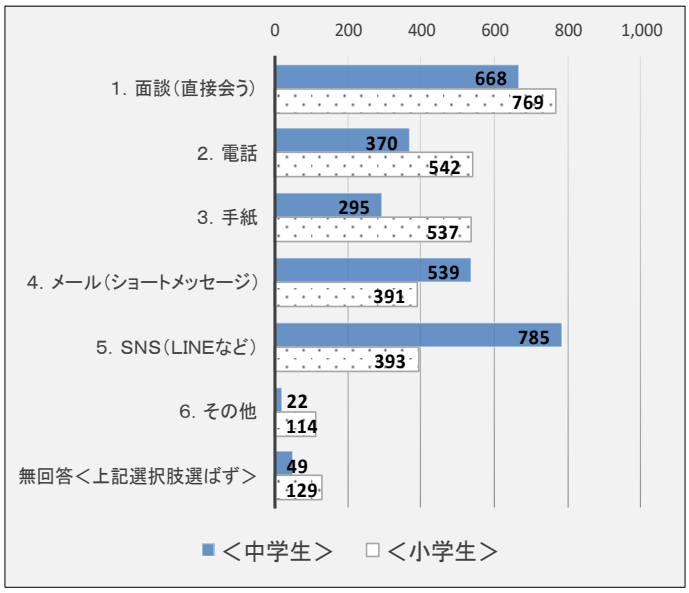

問９．あなたは、いじめ、差別などの人権問題を減らそうとするには、どのようにしたらよいと考えますか。当てはまるものに✔してください。（複数選択可）

【中学生】「1.市や国がチラシを配布したり、講演会などを開いて啓発する（知らせる）」(51.7%)、「4.学校や地域の集まりで人権の授業や学習会をする」(50.4%)の回答は高く、「5.特に何もしなくてよい」(4.7%)の回答は低い。

【小学生】「4.学校や地域の集まりで人権の授業や学習会をする」(51.0%)の回答は高く、「5.特に何もしなくてよい」(6.3%)の回答は低い。

＜回答項目＞	＜中学生＞	＜小学生＞
１．市や国がチラシを配布したり、講演会などを開いて啓発する（知らせる）	864	810
２．市や国が相談窓口を作る（知らせる）	715	720
３．自分で解決する（考える）	395	415
４．学校や地域の集まりで人権の授業や学習会をする	843	968
５．特に何もしなくてよい	79	119
６．その他	34	68
無回答＜上記選択肢選ばず＞	24	115

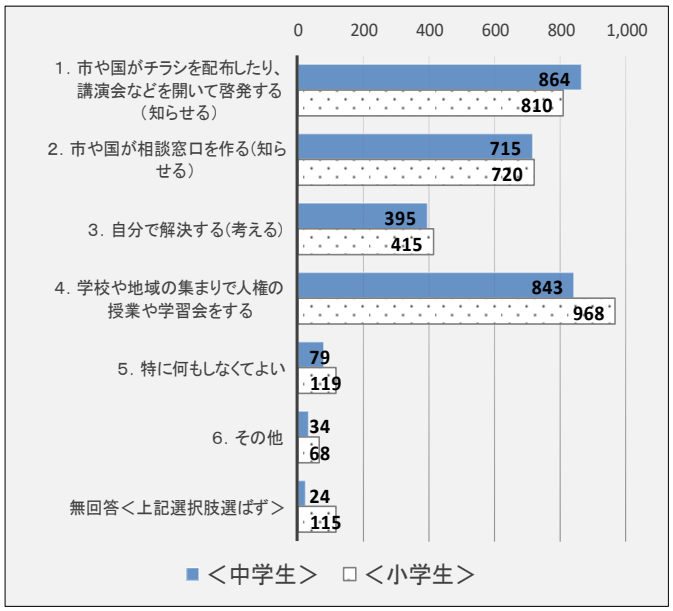

２　これまで（令和４～７年度）の取組状況

基本方向１　人権教育の推進

１．取組の方向性等

令和３年度（2021 年度）に実施した「人権問題に関する市民意識調査」において、人権侵害に対し、行動を起こすことができなかった人の割合が多かったことや、同調査で、学校教育の人権学習が人権意識の向上に大きく貢献していることも確認できたことから、自他を大切にする心を養い、いじめをはじめとする様々な人権侵害を予防し、人権侵害に対し適切な行動ができるよう、学校園、地域、家庭の実情に応じた人権教育を推進しました。

２．これまでの取組

すべての幼児・児童・生徒が、主体的に人権及び様々な人権問題の理解と認識を深めることができるよう、市内小中学校園等において人権教育を推進するための取組を実施するとともに、指導する教職員の人権意識の更なる向上を図るために、教職員等に対して幅広いテーマについての研修を実施しました。

また、行政や学校園における取組だけではなく、スポーツなどを通した体験型の事業や支援者の養成講座など、様々な人権問題を学習する機会を提供するとともに、支援者の育成や情報提供等にも取り組みました。

基本方向２　人権啓発の推進

１．取組の方向性等

前回調査では、人権問題が、自分に関係があると思う割合が多い一方で、差別に対する抗議や、差別される側の努力を求めている意見も多く見られました。このことから、差別を受ける人に責任を求めるのではなく、「差別をしない」「差別をさせない」「差別を許さない」という人権意識の高揚に向けた啓発に努めました。

２．これまでの取組

多様性やあまり知られていない人権問題等についての人権啓発に取り組むとともに、人権啓発イベントへ幅広い世代の方に参加してもらえるよう、講座や講演会のほか、パネル展や映画等の取組を行うとともに、若年層をはじめ、より多くの市民へ情報発信できるよう、ホームページや SNS*を積極的に活用しました。

＊SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）…人と人との社会的な繋がりを維持・促進する様々な機能を提供する、会員制のオンラインサービス。ラインやインスタグラム、Xなど。

基本方向３　人権相談・支援体制の充実

１．取組の方向性等

前回調査では、行政の支援や相談窓口の充実を求める割合が多かったことから、多様化・複雑化する人権問題に対し、重層的支援体制を構築するとともに、関係機関・団体との情報交換や共有を行い、市民に寄り添った総合的な相談支援体制を充実させました。

２．これまでの取組

相談・支援体制として、広報紙などの配布物の多言語対応や点字・録音版の発行を引き続き実施し、あらゆる方の人権に配慮した取組を進めました。

また、小中学校の児童・生徒に対しては、タブレットによる SNS 相談や市長部局にも設置したいじめ相談窓口など相談先の選択肢を増やすとともに、関係機関と情報共有を図りながら相談に対応し、相談者に必要な支援が届くよう、相談先や相談方法の周知に努めました。

基本方向４　関係団体、市民団体等との協働

１．取組の方向性等

前回調査では、差別をなくすためには、行政だけでなく市民団体の取組も必要であると考える人の割合も高いことから、市の主体性のもと、市民、事業者、特定非営利活動法人、関係機関、市民団体などの多様な主体が、それぞれの役割と責任を自覚しつつ人権施策を推進しました。

２．これまでの取組

様々な団体や関係機関と連携体制をとって事業を実施することにより、多様な人権問題に対応できるよう取り組みました。

ひこぼしくんコラム　①



「人権」と「平和」って、関係あるの？

「人権」と「平和」って、関係がないと思っている人が多いのではないかな。
日本国憲法には「基本的人権」という言葉が出てくるのだけど、これは、国民が生まれながらに持っている権利とされていて、「基本的人権の尊重」とは、「みんなが人間らしく生きる権利を持つこと」を表しているんだ。
では、戦争が起きるとどうなるのだろう。二度にわたる世界大戦のときや、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻やイラン戦争の状況を考えてみて。戦争が起こると、食べること、寝ること、教育を受けることなど、みんなが人間らしく生きるということが難しくなってしまう。それに、戦場から遠く離れた日本でも、暮らしに必要な物が手に入りにくくなったり、物の値段が上がるなど生活に影響することがあるよね。
『平和のないところに人権は存在し得ない』といわれるのは、こういうことからなんだ。

次に、差別やいじめなどの人権侵害が繰り広げられる社会を考えてみよう。
人権が守られていない社会では、明らかに平和とはいえないね。
『人権のないところに平和は存在し得ない』といわれることも理解できるね。

だから、「人権」と「平和」が密接な関係にあることがわかるよね。
枚方市では、３月１日を「枚方市平和の日（※）」と定めていて、８月や３月を中心に平和に関するイベントを実施しているよ。
広報ひらかた等で案内するので、イベントにも参加してみてね。

※「枚方市平和の日」の由来は、市公式ホームページにも載ってるよ！

ひこぼしくんコラム　②



「枚方市人権尊重のまちづくり条例」

「枚方市人権尊重のまちづくり条例」は、市民一人ひとりの人権が守られるまちづくりのために制定されたんだ。
日本国憲法には「基本的人権」という言葉が出てくるのだけど、これは、国民が生まれながらに持っている権利とされていて、「基本的人権の尊重」とは、「みんなが人間らしく生きる権利をもつこと」を表しているよ。幸せを追求する営みこそが人権なんだね。

この条例には、「あらゆる人権侵害を許さない」という枚方市の姿勢が示されているよ。そして、一人ひとりが「人権」をジブンゴトとして捉えて行動する役割が求められているんだ。枚方市、事業者、市民が一体となって人権意識を深め、行動することから、人権侵害を許さないまちづくりが始まるんだね。
お互いを思いやる心豊かな住み良いまちをめざして、一人ひとりの人権が大切にされる取組を進めていこう。もし、人権侵害を受けたと感じたら、抱え込まずに家族や友人、相談窓口などに相談してほしいな。

第２章　　計画の基本的な考え方

１　中間見直しの趣旨

性別や国籍の違いを理由とする人権侵害、子どものいじめ問題や高齢者及び障害者などに対する差別・虐待、また、部落差別（同和問題）など様々な人権問題がいまだに存在し、インターネットを利用した誹謗中傷や差別発言など、完全に削除することや行為者の特定が容易ではない人権侵害がますます深刻化する中、新型コロナウイルスなど未知の感染症に係る偏見や誹謗中傷が発生するなど、人権問題は多様化・複雑化してきました。市民の人権意識の高揚や人権課題に対応する施策（以下、「人権施策」という。）の一層の推進が求められる中、枚方市では、様々な人権問題に関する現状と課題を整理し、分野ごとの人権課題に対応する取組の方向性などを定めることで、人権施策をより効果的・総合的に推進することを目的として、令和４年（2022年）に10年間を計画期間とした本計画を策定し、様々な取組を進めてきました。

計画策定から５年目の中間年となる令和８年（2026年）には、様々な分野にわたる人権問題についての市民意識の変化を把握するため、「人権問題に関する市民意識調査」（以下、「市民意識調査」という。概要については、７ページ「（５）人権問題に関する市民等意識調査結果（概要）」参照。）を実施するとともに、小中学生に対しても意識を把握するため、「人権問題に関する意識調査」（以下、「小中学生の意識調査」という。）を実施しました。

また、近年、社会情勢の変化に伴い、人権に関する課題はさらに多様化しています。特に、具体的には、AIの急速な技術進歩と普及により、インターネット上での誹謗中傷やヘイトスピーチなどの差別や偏見がさらに複合化するとともに、様々なハラスメントが言語化されるなど、人権に関する課題が多様化しています。国では、インターネットによる人権侵害の深刻化や人権課題の複雑化・複合化などを踏まえ、令和7年に人権に係る計画である「人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）」の策定や、人権に関する法整備を進めてきました。

このような社会情勢や人権を取り巻く現状、市民意識調査の結果、これまでの取組の成果と課題を踏まえ、中間見直しを行います。見直しに当たっては、国際化（在留外国人の増加による国内における経済活動の国際化の進展）、情報化（ＳＮＳ、ＡＩ等の普及によるインターネット上の人権侵害の深刻化と求められるメディア・リテラシー*）、少子高齢化の進行（各世代間における社会生活に関する課題の多様化）、及び人権意識の変化（基本的人権についての認知度の向上、人権意識の高まり）を考慮します。

＊メディア・リテラシー……インターネットなどメディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアから情報を収集する能力、メディアを通じコミュニケーションを行う能力の３つを構成要素とする複合的な能力のこと。

2　計画の位置づけ

◆「人権尊重のまちづくり」の基盤（ベース）となる計画
～各分野の人権課題を横断的に捉え、課題に対応した人権施策を推進～

本計画は、市の最上位計画である総合計画の施策目標の一つ「すべての人がお互いの人権を尊重しあうまち」の達成に向け、推進していく分野別行政計画です。

各施策目標については、様々な分野にまたがり相互に関連することから、横断的な視点を持ちながら、効率的・効果的に取組を進めることとしています。

本計画では、様々な分野の施策を展開する上でベースとなる人権尊重の理念を掲げるとともに、幅広い人権課題とそれらの取組の方向性を横断的・総合的に示しています。

◆「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を踏まえた計画

平成12年（2000年）に施行された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第５条において、地方公共団体の責務として規定されている「人権教育及び人権啓発に関する施策」の実施に関する基本計画として、平成16年（2004年）に「枚方市人権教育・啓発基本計画」を策定しました。本計画は、当該計画の位置づけを継承し、人権擁護に関する施策の内容を加えて策定したものです。

★ 木の「幹」となる「枚方市人権尊重のまちづくり基本計画」

計画の位置づけをイメージするため、枚方市における施策目標、分野別行政計画ごとに、１本の「木」があると想定しました。分野別に「幹」と「枝」が変わるというイメージです。

総合計画は、めざすまちの姿を実現するための基本構想や基本目標を定める市の最上位計画で、市の施策や取組は、総合計画に基づき展開されることから、大地に根付く木の「根っこ」のイメージです。「枚方市人権尊重のまちづくり基本計画」は、あらゆる施策を展開する上で、人権尊重の観点から押さえておくべき基本的な考え方や取組の方向性をまとめた計画であることから、木の「幹」のイメージです。

各行政計画は、分野ごとに具体的な取組を進めていくための計画で、「根っこ」である総合計画と整合性を図り、「幹」である「枚方市人権尊重のまちづくり基本計画」の人権尊重の理念や様々な人権課題とそれらの取組の方向性等を踏まえたものであることから、「根っこ」を土台に、「幹」を通じて伸びる木の「枝」のイメージです。また、各行政計画に基づいて実施される各施策は、木に実る「実」のイメージです。

＜イメージ図＞

人権尊重のまちづくりの木



★ 関連するSDGs

本市は、令和３年（2021年）7月に「枚方市SDGs取組方針」を策定し、「枚方市SDGs推進登録制度」を創設するなど、市民、事業者等のステークホルダーと連携し、SDGsの達成に向けて取組を推進してきました。本計画の取組を推進することにより、特に以下の８つの目標の実現をめざします。



3　計画の期間

本計画の期間は、令和４年度（2022年度）から令和13年度（2031年度）までの10年間としています。これまでの人権施策の取組状況や課題を検証するとともに、人権を取り巻く社会情勢を踏まえ、中間見直しを行いました。

中間見直しでは、今後の人権施策の方向性を明確にし、令和９年度（2027年度）から令和13年度（2031年度）までを後期計画として位置づけます。

年度	R４年度（2022）	R５年度（2023）	R６年度（2024）	R７年度（2025）	R８年度（2026）	R９年度（2027）	R10年度（2028）	R11年度（2029）	R12年度（2030）	R13年度（2031）
枚方市人権尊重のまちづくり基本計画	前　期					後　期				
					中間見直し					

4　計画の基本理念

「枚方市人権尊重のまちづくり条例」の前文では、「全ての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。また、個人として尊重され、基本的人権を享有することは、人類普遍の原理である。この理念をまちづくりに生かし、あらゆる人権侵害を許さず、一人ひとりを大切にするまちを実現することは、私たちの願いである。」と規定しています。

日本国憲法では、全世界の国民の平和的生存権を確認するとともに、基本的人権を規定し、人権が尊重される社会の実現をめざしており、国連で採択されたSDGsにおいても、「誰一人取り残さない」を基本理念に掲げています。

本市では、「人権尊重都市宣言」「枚方市人権尊重のまちづくり条例」の趣旨に則り、本計画の基本理念を次のとおり定め、その実現に向けて、人権施策に取り組みます。

【基本理念】

市民一人ひとりがまちづくりの主体となってお互いを思いやり、多様性を認め合い、一人ひとりの人権が尊重されるまちづくりを進めていきます。

5　計画の基本方向

人権が尊重されるまちづくりや差別解消に向けては、即効性のある抜本的な対応や解決が難しく、継続的に、そして着実に人権施策を推進する必要があります。

また、日々の人と人とのふれあいの中で、互いの違いに気付き、それを認め合い、相手の気持ちになって考えること、さらには、自分に対する差別でなくとも、他人事とせず、一人ひとりが差別をなくすという意識を持ち、行動することが重要です。

本市では、本計画の基本理念の実現に向け、次の４つの基本方向を設定し、分野横断的に人権施策を展開していきます。中でも次代を担う子ども等に対する教育の果たす役割は大きく、人権教育*の一層の充実に努めます。

＊人権教育…「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」においては、人権教育を「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」と、人権啓発を「国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）」と定義しています。

（１）基本方向１：人権教育の推進

市民意識調査の結果から、自分以外に対する人権侵害を見聞きしたとき、「いけないことだと指摘した」人の割合は13.6％、「いけないことだと分かってもらおうとした」人は12.9％で、令和３年（2021年）に実施した前回調査と同程度の割合となっていますが、「相談（通報）した」人は13.6％で前回調査から8.1ポイント増加しています。一方、「同調した」人は6.1％で前回調査から0.6ポイント増加し、「何もしなかった」人は前回調査から5.0ポイント減少していますが31.1％という結果となっています。身近な人や他人の人権侵害に対し、行動を起こすことができなかった人の割合が37.2%で前回調査からは4.4ポイント減少しています。人権問題を個人だけで抱え込まず、周囲や相談機関に繋げようとする意識の変化がうかがえます。しかし、人権侵害を受けても「我慢した」人や、見聞きしても「何もしなかった」人が依然として多いことから、誰もが安心して相談でき、必要な支援を受けられる環境づくりが引き続き重要です。

今回、新たに調査した小中学生の意識結果においても、「なぐさめる」、「相談する」、「いけないことだと言う」の割合が小学5年生でそれぞれ40%以上、中学2年生で30%以上と高く、「何もしない」の割合は小学5年生、中学2年生ともに10%を下回る現状が確認できました。ただ、「わからない」と回答した割合が小学5年生は18.1%に対し中学2年生では30.5%となっています。このことから、学校教育の人権学習などを通じて、人権侵害を見聞きした際の適切な対応について理解を深め、差別をなくそうとする意識を育むことが重要です。

また、学校教育の人権学習を通じて、児童・生徒・学生が人権を理解し、差別をなくすことに積極的な考えを持つことで、人権意識の向上に大きく貢献していることが、確認できました。

人権教育の推進にあたっては、教職員の人権意識のさらなる向上が期待されており、子どもたちが幼児期から発達段階に応じて、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てていくことのできる環境づくりが必要です。子ども自身が自らの権利に対する意識を持ち、すべ

ての人の人権を尊重し、自他を大切にする心を養うことにより、いじめをはじめとする様々な人権侵害を予防し、人権侵害に対し適切な行動ができるよう、学校園、地域、家庭の実情に応じて人権教育を推進します。

① 学校園などにおける人権教育の充実

幼児期の子どもに対する教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な役割を果たすことから、幼稚園・保育所（園）・認定こども園等において、自立心や協同性、道徳性の芽生えを培う指導の充実を図ります。また、障害のある子どもをはじめ、すべての子どもたちが学校・地域社会の中で積極的に交流・活動し、「ともに学び、ともに育つ」という観点から、指導する教職員の人権意識のさらなる向上を図るとともに、障害のある人への理解促進や、ともに育ちあう集団づくり等を踏まえた人権教育の充実を図ります。

特に、いじめはどの子どもにも、またどの集団においても起こり得るものであり、重大な人権侵害にもなり得る行為であるとの認識のもと、子ども自身が自らの問題として捉え、見て見ぬふりをして傍観することがいじめに加担する行為になることを理解できるようにします。

いじめを受けた子どもに対しては、安全確保と継続的な心のケアを行います。また、いじめを行った子どもに対しては、単に厳しく指導するにとどまらず、人格的成長を図る観点から内面に迫る指導を丁寧に行い、継続的な再発防止に向けた適切な指導及び支援を行います。

② 地域における人権教育の充実

近年、子どもを取り巻く環境が大きく変化しており、子どもたちを健やかに育むためには、学校園、地域及び家庭がそれぞれの役割と責任を自覚しつつ、地域全体で教育に取り組む体制づくりが必要であり、保護者や地域住民とともに学校運営を進める「社会に開かれた学校づくり」の推進が求められています。

市民一人ひとりが主体的に様々な活動を通じて人権及び人権問題の理解と認識を深めるとともに、多様な文化・習慣・価値観等を尊重する地域社会づくりにつながるよう、人権に関する様々な学習機会や情報提供の充実に努めます。また、学校や地域で活動する関係団体とも連携を深め、地域における人材の育成支援を図ります。

③ 家庭における人権教育の充実

就学前の幼児をはじめ、子どもたちが、自分自身やすべての人を大切にする感情を育む家庭教育を推進するため、子どもたちや保護者に対する学習機会や情報提供の充実を図ります。

④ 企業等における人権教育の充実

市内事業所に対して、ハラスメント問題をはじめ、企業活動に関連する様々な人権問題に関する学習機会や情報提供の充実を図ります。また、市職員については、各施策を推進するにあたり、より高い人権意識が求められ、あらゆる差別事象や人権課題に常に敏感である必要があることから、定期的な職場研修等の実施により、全職員の人権意識の向上を図ります。

⑤ 参加・体験型学習の充実

参加・体験型の学習を通じて、想像力を育み、互いの違いを理解し、共生する社会の重要性を認識することを目的とした学習機会の充実を図ります。

＜関連計画等＞

○ 枚方市人権教育基本方針
○ 枚方市教育振興基本計画
○ 枚方市いじめ防止基本方針
○ 枚方市生涯学習推進基本指針
○ 枚方市人材育成基本方針

（２）基本方向２：人権啓発の推進

市民意識調査の結果から、学校教育で人権学習を受けたかどうか「はっきりと覚えていない」という回答が、全年齢層において前回調査時よりも増え、一定割合確認できました。また、「人権問題とは、差別を受ける人の側の問題であって、自分には関係がない」と思う人は、「そう思う」人と「どちらかと言えばそう思う」人の割合を合わせて8.9%と前回から2.1ポイント増え、「差別に対して抗議や反対をすることによって、かえって問題が解決しにくくなる」、「差別されている人は、まず、自分たちが世の中に受け入れられるよう努力することが必要である」と思う人の割合は前回と同様に３割を超えています。差別をされる側に努力を求めるのではなく、差別をしている人、差別を許している人をなくしていくよう、「差別をしない」「差別を許さない」という人権意識の高揚が引き続き求められます。

また、前回調査時と同様に、内容を知らない人権問題については、特に人権上の深刻な問題と考えられにくく、講演会や研修会のテーマとして取り上げてほしい人権問題としても選ばれにくいという結果が出ています。内容を知らないがゆえに、置き去りにされてしまいがちな人権問題や、社会に認知されていない新たな人権問題、新たに定義づけ（言語化）された人権問題などは、分かりやすい周知、啓発に取り組む必要があります。

小中学生の意識調査の結果においても、いじめ、差別などの人権問題を減らすには「市や国が啓発する」、「学校や地域の集まりで学習会をする」といった割合が小学5年生で40%以上、中学2年生で50%以上となっています。

人権啓発の推進にあたっては、学校園や地域、家庭、企業等において、人権を尊重する意識や様々な人権課題に対する関心を高め、正しい情報を適切に伝えることが必要です。様々な人権侵害を未然に防ぎ、多様化・複雑化する人権問題を解決するため、世代に関わらず、人権啓発事業を継続的に実施します。

① 効果的な人権啓発事業の実施

幅広い世代の人々が関心を持ち、参加してもらえるよう、講座や講演会のほか、映画、コンサート、パネル展などの事業を通じて、人権意識の向上と啓発を推進します。また、その推進にあたっては、市民の人権意識や学習ニーズを把握するとともに、認知度が低い人権問題についても、テーマとして取り上げるとともに、幅広い世代を対象としながらも、事業ごとに主となるターゲット層を見定め、その年代等に合わせた効果的な手法で実施します。

② 様々な媒体による学習機会の充実と人権啓発の推進

インターネットの普及に伴い、動画配信による学習など、環境整備が進んでいます。今後も引き続き、学習環境を整備することにより、学習機会の充実を図るとともに、広報紙やホーム

ページの他、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）や、動画共有サイト等、様々な媒体を効果的に活用した啓発活動を推進します。

＜関連計画等＞

※ 第３章において、人権問題別に記載します。

（３）基本方向３：人権相談・支援体制の充実

市民意識調査の結果から、「差別を受けてきた人に対しては、行政の支援が必要である」と考える人や、「人権侵害を受けた当事者が救済されるよう、人権課題に対応する専門の相談機関・相談窓口の充実を図る」ことを望む人の割合が、前回調査時よりも少し減少しているものの、依然として高いことがわかりました。

小中学生の意識調査の結果においても、いじめ、差別などの人権問題を減らすための取組として、「相談窓口を作る」割合が小学5年生で37.9%、中学2年生で42.8%という高い傾向にあります。

人権侵害により、心理的に危機的な状態に追い込まれ、深刻な場合は、自ら命を絶つ行為に至る事案もあります。また、人権侵害を受けた本人が行動することが難しい場合には、見聞きした周りの人や家族等が報告や相談しやすい環境を整えるなど、人権侵害の解決に向けて対応していくことも必要です。

多様化・複雑化する人権問題に対応し、重層的支援体制*を構築するとともに、関係機関・団体との情報交換や共有を行い、誰一人取り残さないよう、市民に寄り添った総合的な相談支援体制の充実を図ります。

＊重層的支援体制…市町村における地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的支援体制。

＜関連計画等＞

○ 第２期 枚方市いのち支える行動計画（自殺対策計画）

※ その他関連計画等については、第３章において、人権問題別に記載します。

（４）基本方向４：関係機関、市民団体等との協働

市民意識調査の結果から、「差別は人間として恥ずべき行為であり、私たち一人ひとりが差別しない人にならなければならない」という考え方について、「そう思う」人と「どちらかと言えばそう思う」人の割合の合計は、前回調査時よりも2.3ポイント減少したものの、92.0%と依然として非常に高く、「差別をなくすためには、行政によるさらなる啓発が必要である」、「差別をなくすためには、行政だけでなく市民団体の取り組みも必要である」と考える人の割合も、前回と同様に高いことがわかりました。

人権施策は、市の主体性のもと、市民、事業者、特定非営利活動法人、関係機関、市民団体などの多様な主体が、それぞれの役割等を自覚しつつ、推進することが求められます。

こうした主体の相互協力のもと、地域に存在する人権課題の把握に努めるとともに、市民に

寄り添った相談や啓発活動の充実を図るため、大阪府や法務局をはじめ、人権侵害の被害者の救済や人権啓発等、多様な活動を行う人権擁護委員や、市民・事業者主体で人権啓発や学習活動等に取り組んでいる特定非営利活動法人枚方人権まちづくり協会や枚方事業所人権推進連絡会、さらには、女性の人権や子どもの人権など各分野における関係機関等と連携した取組を推進します。

ひこぼしくんコラム　③



「人権擁護委員」って、身近な存在

私たちの身近なところで、人権が侵害されるような問題が起きた時、誰に相談すればいいか知ってる？そんな時に頼りになるのが人権擁護委員なんだ。

人権擁護委員は、人権擁護委員法という法律に基づいて、法務大臣から委嘱されている民間の人たちで、全国に約１万４千人、枚方市には16人の人権擁護委員がいるよ（令和８年（2026年）７月）。

「人権」は、誰もが生まれながらに持つ、人間が人間らしく生きる権利のことだけど、残念ながら、時にはこの人権が侵害されてしまうことがあるよね。そんな時、人権擁護委員の皆さんは、地域の人たちからの人権相談を受け、法務局と協力して、当事者の関係を調整したりするなど、事案の円満な解決を図っているよ。

そして、地域の人たちに人権について関心を高めてもらえるよう、「人権教室」や「人権の花運動」などの啓発活動もしているんだ。

人権擁護委員って、地域の人権を守る身近な存在の人たちだね。

ひこぼしくんコラム　④



新しい言葉、マイクロアグレッション（小さな攻撃）って？

日常の何気ない会話の中で、「悪気はなかったのに、なぜか相手の表情が一瞬曇った」とか、「褒めたつもりだったのに、微妙な空気になってしまった」なんて経験はないかな？

悪意はなく、場合によっては褒めたつもりなのに、相手を傷つけてしまったり不快な思いをさせてしまったりする無意識の言動のことを「マイクロアグレッション」って言うよ。

性別・ジェンダーや年齢、出身地、障がい、性的指向などに対して、無意識のうちに抱く偏見や先入観が言葉や態度に表れて、相手には否定的なメッセージとなって伝わってしまうことがあるんだ。

例えば、日本生まれ、日本育ちの外国ルーツの人に「日本語が上手ですね」と褒めたつもりでも、その言葉の背景には「見た目が外国風の人は日本人ではなく、日本語が話せないはず」という先入観があって、相手には「あなたは、私たち日本人とは違う」と否定的に受け取られてしまう。

「若い人はパソコンが得意なはず」や「背の高い人は何かスポーツ経験があるはず」など、悪意はないけど、相手にプレッシャーを感じさせてしまうような勝手な思い込みもあるよね。

無意識のうちに人を傷つけないために、自分の言葉や態度が、相手にどう受け取られるかを想像してみよう。

第３章　　様々な人権問題についての取組

第３章では、市民意識調査の結果等から見える様々な人権問題について、属性や対象ごとに分類し、それぞれの人権問題ごとの現状と課題、それらの課題を解決していくための取組の方向性をまとめています。

これら人権問題のうち、「インターネットによる人権侵害」については、複数の個別の人権課題において複合的に関連していることから、中間見直しにおいては、すべての人権問題に関連する横断的な課題と位置づけて取組を進めます。

また、各分野の行政計画において、第３章に掲載する人権問題に関して記載があるものについては、関連計画等として掲載しています。

本市では、第２章の基本理念、基本方向及び第３章で分野ごとに掲げる取組の方向性や各分野で関連する行政計画に基づき、様々な人権問題に取り組みます。

【横断的な人権問題】インターネットによる人権侵害

○ インターネットによる人権侵害は、個別の人権問題への関連性が指摘されていることから、横断的な問題であるとの視点を持ちながら、取組を進めます。

＜横断的な人権問題の体系図＞

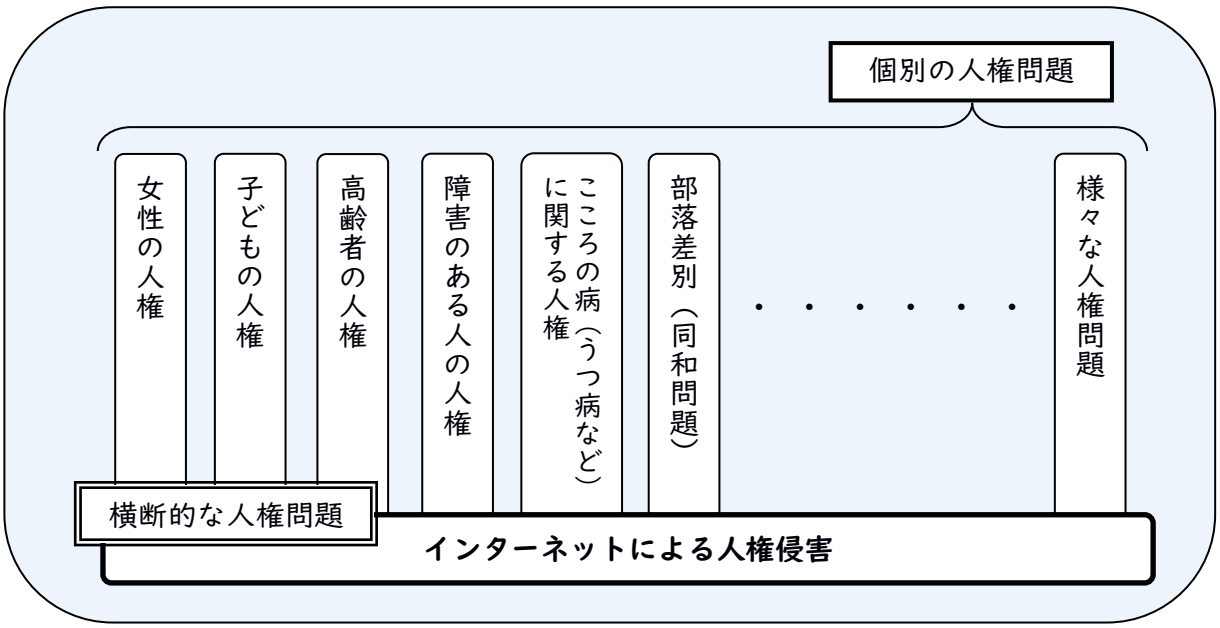

＜現状と課題＞

○ インターネットは、手軽に情報を入手できるだけでなく、誰でも容易に情報を発信できるメディアとして普及し、近年はSNSの活用など、さらに身近なものとなる一方で、匿名で特定の個人・団体や不特定多数の人を誹謗中傷したり、差別を助長したりする有害な情報が掲載・投稿されるなど、人権に関わる問題が多数起きています。また、急速に普及したAIの技術進歩により、人権問題はさらに多様化・複雑化しています。

国では、侮辱罪の法定刑を引き上げるとともに、大規模プラットフォーム事業者に対する対応の迅速化や運用状況の透明化を義務付けるなど、インターネット上の人権侵害への対策を強化しています。一方、発信者の特定や権利侵害情報の削除には、多くの時間や労力、費用が必要となっています。
また、インターネット上の人権侵害は、外国人の人権や子どもの人権をはじめとする個別の人権問題のいずれにも直接的、間接的に関連する問題であり、この問題を解消することが各人権問題を解決する上で非常に重要です。

○ 市民意識調査の結果をみると、「インターネットにおける人権侵害」に関しては、認知度、理解度、利用度等のすべての項目において高い割合となっており、前回調査時と同様に、「子どもの人権問題」に次いで２番目に、特に深刻な人権問題と考えられています。
また、「他人のプライバシーに関する情報や誹謗中傷する情報が掲載されること」、「フェイクニュース（真実ではない情報）や誤った情報が拡散されること」、「わいせつな画像や残虐な画像などの情報が掲載されること」、「SNS（ラインやフェイスブック、Xなど）による交流が犯罪を誘発する場となっていること」など、例示したすべての項目において人権上問題があると思う人の割合が高くなっており、「捜査対象となっている未成年者の名前、顔写真が掲載されること」については前回より3.2ポイント増加し、「インターネットが悪質商法の取引の場となっていること」についても2.8ポイント増加しており、人権上問題があると思う人の割合は高くなっています。

○ 小中学生の意識調査の結果をみると、「インターネットにおける人権侵害」に関する認知度は、小学5年生では低いものの、中学2年生で54.3%と高く順位も3番目になっています。さらに、「インターネット上の情報サイト、SNS」で人権侵害等を見聞きしたことがあると回答した割合が小学5年生で29.2%、中学2年生で53.1%と高い割合になっており、小中学生にとってもインターネット上の人権侵害が重要な人権問題として認識されていることがうかがえます。

○ インターネット上の人権侵害を防止するためには、市民一人ひとりがインターネットの利点や問題点を理解し、その利用にあたっては、情報が不特定多数の人に見られ、発信した情報を完全に消去することは難しいということを意識して、プライベートな情報や人を傷つける情報を流さないように配慮することが必要です。
また、インターネットやSNS等で膨大な情報が流通する中、AIを活用したフェイクニュースの存在などの情報の真偽を見極める力を養うため、インターネットに限らず、テレビや新聞などで発信される情報を正しく理解し、主体的に判断するメディア・リテラシーの向上が重要です。

＜取組の方向性＞

① インターネット上の人権侵害に関する教育・啓発の推進

○ インターネットの利用にあたって、メディア・リテラシーの向上と個人情報や他の人を傷つける情報を流さない教育及び啓発を積極的に推進します。

② インターネット上の差別情報の拡散防止

○ インターネット上の誹謗中傷、いじめ発言などを通報やモニタリング等により把握した場合は、法務局等の関係機関と連携し、削除要請を行うなど、差別情報の拡散や被害を防止します。また、いじめなどを認知した場合は学校や関係部署と情報共有を図り組織的対応を行うことで、重大な人権侵害に繋がることのないよう取り組みます。

③ 相談・支援体制の整備・充実

○ SNS やインターネット上での人権侵害に関する相談については、さらなる差別情報等の拡散防止の観点から法務局など関係機関と連携しながら迅速な対応を行うなど、被害者支援の充実を図ります。

○ インターネット上での人権侵害について、被害者がプロバイダ事業者等に削除要請を行う際の支援窓口の周知を図ります。

＜関連計画等＞

○ 枚方市子ども・若者総合計画
○ 枚方市教育振興基本計画
○ 第４次枚方市男女共同参画計画
○ 枚方市いじめ防止基本方針

ひこぼしくんコラム　⑤



見えない加害者、見えない被害者

インターネットは、情報収集やコミュニケーション、学習、エンターテイメントなど、私たちの生活のあらゆる面で不可欠なツールになっているね。

でも、その使い方をまちがえると、事件や犯罪に巻き込まれるきっかけとなったり、人を傷つける凶器となったりもするよ。インターネットを悪用した個人の名誉やプライバシーの侵害、差別やヘイトスピーチなど、様々な人権侵害が近年増加していて、深刻な社会問題になっているんだ。

インターネット上で何かを発信したり、他人の投稿をシェアしたりする前に、その情報が正しいかどうか、他人の不利益にならないかどうかを十分に考えよう。それに、一時の感情で相手を傷つけないために気をつけるようにしないとね。

また、自分を守るためにも、個人情報が分かる投稿はしないようにして、インターネット上で知り合った人と直接会うとなった時は、トラブルや犯罪被害にあうかもしれないことを十分に考えてから行動しよう。

一度発信した情報は、シェアされたりすることで拡散し、完全に消し去ることが難しくなるので注意しないといけないね。

インターネット上の誹謗中傷などは、無自覚に誰かを傷つけていることがある一方で、被害を受けているのに被害が周囲に気づかれにくいこともあるんだ。見えない加害者、見えない被害者にならないために、正しいルールと知識を身につけて、インターネット上でもお互いを思いやることが大事だね。

Ⅰ　女性の人権

＜現状と課題＞

○ 国連で採択されたSDGsの17の目標のひとつに「ジェンダー平等の実現」が掲げられており、性別を理由とする差別や不平等、女性や女児に対する暴力等に終止符を打ち、すべての女性と女児のエンパワーメント*を図ることが求められています。令和８年（2026年）のジェンダー・ギャップ指数*において、日本は世界145か国中117位で、ジェンダー平等の分野では依然として低位にあります。

○ 家庭や職場における性別を理由とする差別や性犯罪等の暴力、配偶者（事実婚、離婚後も含む）からの暴力（以下、「DV」という。）など、身体的・精神的に深刻な影響を及ぼす人権侵害が発生しています。被害者は多くの場合、女性であり、ジェンダー平等の実現の妨げとなっています。

○ 国においては、「男女共同参画社会基本法」、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」、大阪府においては、「大阪府男女共同参画推進条例」が制定され、本市においては平成22年（2010年）に「枚方市男女共同参画推進条例」を制定し、男女がともに自分らしくいきいきと暮らせる社会の実現に向けて、男女共同参画の推進が求められています。
また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下、「DV防止法」という。）に基づき、DVを許さない社会づくりが求められています。

○ 本市では、令和８年（2026年）３月に「第４次枚方市男女共同参画計画」を策定し、ジェンダー平等社会の実現に向けた基盤の整備、だれもが安全・安心に暮らせるまちづくり、あらゆる分野におけるジェンダー平等の推進の３つの基本目標を掲げて取組を進めています。政策及び方針決定過程への女性の参画の促進については、男女共同参画の現状を示す重要な指標であることから、目標値を設定し、取り組んでいますが、より積極的な取組が必要です。

○ 市民意識調査の結果をみると、「女性の人権問題」の内容をある程度知っている人の割合は53.8%と前回調査から4.8ポイント減少し、認知度の順位についても、前回は「子どもの人権問題」に次いで２番目に高くなっていましたが、今回は「パワーハラスメント」、「子どもの人権問題」に次いで３番目となっています。
しかし、特に深刻な人権問題としては、前回と同様に「子どもの人権問題」、「インターネットにおける人権侵害」に次いで３番目に高い結果となっています。また、「女性の人権」を特に深刻な人権問題と考える人の割合は、女性が男性より16.8ポイント高く、前回調査から5.2ポイント増加しており、依然として性別による考え方の違いが見られました。
その他、結婚相手に対しては、前回と同様に、女性の方が「経済力」や「職業」を重視しており、「家事や育児に対する理解と協力」を重視する割合が高くなっています。女性が社会で活躍する機会は増えてきましたが、いまだに根強く残る「男は仕事、女は家庭」という性別役割分担意識の影響が意識調査の結果からもうかがえます。

○ 小中学生の意識調査の結果をみると、「ジェンダー（女性・男性・LGBTQ＋など）の人権問題」に関する認知度は、小学5年生では38.1％と3番目に高く、中学2年生では86.3％とさらに高くなり順位も１番目になっています。小中学生にとってもジェンダーに関する人権問題の認知度の高さがうかがえます。

＊エンパワーメント……人が本来持っている力を引き出し、取り戻していくために権限を与えること。
＊ジェンダー・ギャップ指数…スイスの非営利財団「世界経済フォーラム」が独自に算定したもので、「経済」「教育」「保健」「政治」の４分野の指標から構成された各国の男女格差を測る指数のこと。

＜取組の方向性＞

① ジェンダー平等などへの理解促進

○ 身体的性差を十分理解し、互いに尊重し合うことが男女共同参画の前提となる視点であることから、それを踏まえた上で、様々な活動において男女共同参画への理解促進を図ります。

○ 広報紙や出版物などによる市の情報発信において、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、男女共同参画の視点に立った適切な表現を用いた発信と啓発を推進します。

○ 女性が固定的な性別役割分担などによって複合的に困難な状況におかれやすい傾向にあることを認識して行政施策を推進します。

○ ステップファミリー*や、母子家庭が多数を占めるひとり親家庭など家族の形態が多様化しています。家族や婚姻に対する固定的な価値観や先入観から生じる偏見や差別による生きづらさや地域での孤立など、家族形態等に起因する人権侵害が生じないよう、様々な家族形態に関する理解促進に向けた啓発を推進します。

＊ステップファミリー…夫婦の一方又は双方が子どもを連れて再婚したときに誕生する家族のこと。

② ジェンダー平等を阻害する暴力の根絶

○ SNS の広がり等による若年層の性被害を含め、性犯罪や性暴力の防止に向けて、啓発を推進します。

○ 自分も他者も大切にし、暴力によらず問題を解決する方法を身につける姿勢を育むため、子どもに対するDV予防教育を推進します。

○ DV被害者の多くが女性であることから、女性に対する暴力や人権侵害を許さない環境づくりと暴力根絶に向けた啓発を推進します。また、被害者自身がDVを受けていることに気付いていない場合もあることから、DVの内容や具体例についても周知、啓発を図ります。

○ DV防止法に基づく専門相談窓口である、枚方市配偶者暴力相談支援センター「ひらかたDV相談室」において、被害者の人権尊重と心身の安全確保を最優先して支援に取り組むとともに、被害者だけでなくその子どもへの支援が必要となるケース等においては、関係機関と連携した対応を行います。
また、被害が潜在化しないようDV支援窓口の周知と相談しやすい環境づくりに取り組むなど支援体制の充実を図ります。

○ 性犯罪や性暴力の被害者の多くが女性であることから、女性相談窓口の周知を図るとともに、関係機関との連携等を行い、支援体制の充実を図ります。

③ あらゆる分野における女性の参画機会の拡大

○ 政策及び方針決定過程における女性の参画を推進するため、管理職等への女性登用の拡大を図るとともに、民間事業者における女性の登用促進に向けた取組を進めます。

○ 女性と男性では災害から受ける影響に違いが生じることを踏まえ、防災分野に女性の視点を取り入れ、女性の参画を推進します。

○ 幼少期から運動習慣が身につき、生涯を通じてスポーツを継続することができるよう、男女共同参画の視点に配慮した指導や育成、スポーツ活動への参加機会の充実を図ります。

＜関連計画等＞

○ 第４次枚方市男女共同参画計画
○ 枚方市子ども・若者総合計画
○ 枚方市スポーツ推進計画
○ 枚方市特定事業主行動計画（第２期）
○ 枚方市地域防災計画

ひこぼしくんコラム　⑥



ジェンダー平等って？

最近、「ジェンダー」という言葉をよく聞くね。

私たちは、何となく無意識に「女らしさ」「男らしさ」のイメージを持っているよね。その多くは社会的、文化的につくられたもので、「ジェンダー」とは、このイメージのことなんだ。

そして、「女はこうあるべき」「男はこうあるべき」というイメージや役割分担の押し付けが、性差別や偏見の原因になっていて、生きづらさを感じている人がたくさんいるよ。

「ジェンダー平等」とは、性別にかかわらず、平等に責任や権利や機会を分かち合って、誰もが自分の意見を述べることができ、意思決定に参加できることを意味しているんだ。

日本のジェンダー平等に関する状況を見てみると、特に政治と経済の中で何かを決める場に、女性が参加したり、リーダーになることができていなかったりするデータがあるよ。（※ジェンダー・ギャップ指数　令和８年は 117 位／145 国）

「女性は家庭で家のことをするべき」という考え方が根強くあったり、家庭内での暴力の被害者のほとんどが女性であったりするんだ。

ジェンダー平等の取組として、「家族のお世話をしているのは誰かな？」「ご飯は誰が作っている？」など、最も身近な家族の中から考えてみよう。

そして、男女以外にも多様な性があることを知り、社会全体で受け入れることも大切だね。

※　ジェンダー・ギャップ指数：世界経済フォーラムが毎年発表している指数で、国ごとに経済、政治、教育、健康の４つの分野のデータと、総合的な指数が数字で示されます。

２　子どもの人権

＜現状と課題＞

○ 平成28年（2016年）の「児童福祉法」の改正では、児童の健やかな成長・発達が保障されることや、権利の主体として尊重されることなどが明確化されました。しかし、いじめや体罰、虐待などの身体的・精神的な危害のほか、子どもの貧困など、子どもを取り巻く環境はますます深刻になっています。いじめに関しては、SNSなどインターネット上での誹謗中傷なども多発しており、被害者が自ら命を絶つなど極めて深刻な事案に至ることもあります。
令和５年（2023年）に施行された「こども基本法」をはじめ、「児童虐待の防止等に関する法律」、「いじめ防止対策推進法」、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」、大阪府における関係条例、並びに本市が令和３年（2021年）３月に策定した「子どもを守る条例」などを踏まえ、子どもを権利の主体として、子どもの最善の利益を第一に考慮するとともに、すべての子どもが社会全体で見守られ、笑顔で健やかに成長することができるまちづくりを進めていくことが求められています。

○ 市民意識調査の結果をみると、「子どもの人権問題」の内容をある程度知っている人の割合は58.2%と前回調査から8.2ポイント減少したものの、「パワーハラスメント」に次いで２番目に高く、深刻な人権問題と捉える割合は、２番目の「インターネットにおける人権侵害」を抑えて、最も多くなっています。
「子どもの人権問題」の学習状況について、小学校で受けた人の割合を見ると、若年層では23.4%と1.8ポイント増加し、中年層では14.5%で6.4ポイントの増加、高齢層では1.6%と低い割合となっていますが、学習の機会は増えてきている傾向となっています。
また、「子どもたちの間で、インターネットを利用した「いじめ問題」が発生していること」を人権上問題があると思う*人は85.9%と前回と同様に高い割合ですが、外国籍の「子どもに対して、自国の文化や生活習慣に合った教育が行われにくいこと」を人権上問題があると思う人は48.8%と前回より9.6ポイント減少し、やや低い割合となっています。
その他、人権や差別に関して、差別をなくすためには、子どものうちからの教育が重要であると考える人が85.9%と、前回からは2ポイント下がりましたが、依然高い割合になっています。
講演会や研修会で取り上げてほしいテーマとしても、「子どもの人権問題」は、「インターネットによる人権侵害」、「高齢者の人権問題」に次いで３番目にニーズの高い分野となっています。

○ 小中学生の意識調査の結果をみると、「子どもの人権問題」に関する認知度は、小学5年生では42.8%と２番目に高く、中学2年生で順位は５番目となりますが43.7%と高い割合が続いており、「子ども」自身に対する意識の高さがうかがえます。

○ いじめや体罰、虐待は人権侵害であるという認識を広めるとともに、家庭や地域、学校などの関係機関と連携した早期発見・早期対応の取組が求められており、市内各小中学校では、各校の「いじめ防止基本方針」に基づき、いじめ防止に向けた取組を進めています。また、不登校児童・生徒の背景には、貧困など様々な課題を抱えた家庭環境も関連しており、これらに対応

した包括的な支援が必要です。さらに、子どもが家族の介護等を行うヤングケアラー*の問題についても、関係機関と連携して取り組む必要があります。

○ 子どもの貧困が社会問題となる中、様々な問題を抱えた家庭の子どもによっては、文化芸術に触れる機会を持つことが難しい状況なども考えられることから、文化芸術を等しく体験することのできる場が求められています。

○ 子どもは特別な保護を受けるだけでなく、子ども自身が権利の主体として、学びや育ちが保障される必要があります。本市では、そのための環境整備や教育の充実を図るため、令和３年（2021年）３月に「子どもを守る条例」を制定し、各種取組を進めています。
また、子どもが自らに関係するあらゆる事項について自由に意見を表明することができ、その意見が年齢や発達の程度に応じて尊重、考慮されるよう、環境づくりや意識の啓発を進めていく必要があります。

＊人権上問題があると思う…市民意識調査において、人権上問題が「あると思う」人と人権上問題が「どちらかと言えばあると思う」人を合わせて、「人権上問題があると思う」人とします。
＊ヤングケアラー……法令上の定義はありませんが、一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている18歳未満の子どもとされています。

＜取組の方向性＞

① 子どもの権利の啓発推進

○ 「子どもを守る条例」に基づき、子どもが大人と同様に、社会を構成する権利主体であると認識され、すべての子どもが生まれ育った環境に左右されることなく、心身ともに健やかに成長でき、夢や希望を持つことができるよう、子どもの権利に関する啓発を推進します。

○ ひとり親をはじめとする多様な家族形態に起因する差別や偏見の解消に向けて、様々な家族形態に関する理解促進に向けた啓発を推進します。

② いじめ防止に関する教育の推進

○ 子ども自身が自己の権利を自覚するとともに、他の人も自分と同じ権利があることを認識し、他の人を思いやり、いじめ等の人権侵害を起こさないよう、いじめ防止に向けた教育を推進します。

③ 学習支援の推進

○ 外国籍の子ども等*に対しては、小中学校への日本語及び教科の学習支援を行う教育指導員の派遣のほか、保護者等に対しては日本語等を学ぶ機会を提供します。

○ 不登校の状態にある児童・生徒に対しては、オンラインや校内教育支援ルーム等を活用し、教育相談や学習支援を行います。

＊外国籍の子ども等……本人が外国籍である、日本で生まれ育ったが家族に外国籍の人がいる、日本国籍であるが長く外国に居住していた等の理由で、日本と異なる言語、文化、慣習の中で育ってきた子どもを総称する言葉として用いています。（「枚方市子ども・若者総合計画」より）

④ 児童虐待の予防・防止

○ 支援を必要とする保護者に対して定期的な訪問・見守りや相談支援などを行い、不安やストレスを軽減することで児童虐待の予防・防止に努めます。

○ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどを活用し、学校に通う児童・生徒やその保護者の抱える問題の早期発見・早期対応に努めます。

⑤ 暴力の予防に向けた教育・啓発の推進

○ 自分自身も他者も大切にし、暴力によらず問題を解決する方法を身につける姿勢を育むため、暴力の予防に向けた教育、学習、啓発を推進します。また、家庭、保育及び教育現場などで、子どもと日常的に接する大人の人権意識の醸成にも努めます。

○ 子どもの性被害を防止するとともに、性暴力を許さず、他者を尊重する意識を育むため、子どもの育ちに合わせた性教育を推進します。

⑥ 相談・支援体制の充実

○ 児童虐待やいじめ・不登校、家庭に居場所がない子ども、ヤングケアラーなどの早期発見に努め、子どもやその家庭に対する相談支援や情報提供体制の充実を図ります。

○ 貧困家庭が経済的に自立することは、親から子への貧困の連鎖防止等にもつながるため、ハローワークなど関係機関と連携して就労等に関する支援を行います。

○ 子育て家庭が社会や地域で孤立しないよう、地域住民、学校園、事業者など「子どもを守る条例」で示す各主体が連携し、社会が一体となって子どもや子育て家庭を支えるネットワークづくりを推進します。

＜関連計画等＞

○ 枚方市子ども・若者総合計画
○ 枚方市教育振興基本計画
○ 枚方市文化芸術振興計画【改訂版】
○ 第４次枚方市男女共同参画計画
○ 枚方市地域福祉計画（第５期）
○ 枚方市児童の放課後を豊かにする行動計画
○ 枚方市いじめ防止基本方針

ひこぼしくんコラム　⑦

子どもの人権



「子どもの人権」って、子どもが安全に、そして健康に成長し、自由に意見が言える、そんな権利のことなんだよ。

世界各地では紛争が繰り返し起こっているけど、そんな紛争下では、子どもたちは安全に暮らすことができないし、教育を受ける機会も奪われてしまう。そんな状況下で働かされたり、そればかりか、子ども兵として戦闘に駆り出されたりすることだってあるんだ。

日本でも、身体的虐待や心理的虐待、性的虐待など子どもがいろんな虐待を受けていることや、児童買春や淫行についてたびたび報じられているけど、これらは、人間としての尊厳や権利が侵される人権侵害なんだ。

じゃあ、詳しく見ると子どもの権利ってわかるかな？

①	ごはんを食べて安全な家で暮らせること	「生きる権利」
②	学校に行って勉強することや遊ぶこと	「育つ権利」
③	差別や虐待・暴力から守られること	「守られる権利」
④	意見を言うことができて大人に聞いてもらうこと	「参加する権利」

これらは、すべての子どもが幸せに元気に育つために持っている権利で、生まれたときから当たり前にあるはずなんだ。そして、国、大阪府や枚方市、家庭、学校など、みんなで子どもの権利を守っていくことが大切なんだ。

みんなで子どもたちの成長を支えていきたいね。

３　高齢者の人権

＜現状と課題＞

○ 令和８年（2026年）５月１日現在の本市の高齢化率（全人口に占める高齢者の割合）は29.3%ですが、30年後には44%を超える見込みとなっています。介護保険要支援・要介護認定者や認知症高齢者が増加する中、施設や家庭における身体的・心理的虐待や介護・世話の放棄、財産権の侵害、行動の制限など、高齢者への人権侵害が発生しています。また、高齢者を狙った悪徳商法や詐欺、年齢を理由とした就職差別、賃貸住宅への入居拒否なども問題となっています。
こうした背景のもと、「高齢者虐待防止法」や「介護保険法」、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」などを踏まえ、高齢者虐待の防止や権利擁護の推進が求められています。また、高齢者が住み慣れた地域や家庭でいきいきと暮らし、社会の一員として、様々な活動に参加する機会が保障されたまちづくりを推進していく必要があります。

○ 市民意識調査の結果において、「高齢者の人権」を特に深刻な人権問題として考える人の割合を見ると、当事者である高齢層の26.3%と比較して、中年層は12.2%、若年層は6.6%と低く、この傾向は前回調査から変化は見られませんでした。
また、「家族が不在の際、介護が必要な高齢者を家から出られなくする」ことを人権上問題があると思う人の割合は63.0%と、前回と同様、他の項目に比べると低い割合になっています。
その他、学校で「高齢者の人権問題」に関する人権学習を受けたことがあると回答する人の割合は、若年層においては前回より少し割合が増えたものの、依然として、いずれの年齢層においても低い結果となっています。

○ 小中学生の意識調査の結果をみると、「高齢者の人権問題」に関する認知度は、小学5年生では32.0%、中学2年生で37.2%と順位は高くないものの、一定の認識があることがうかがえます。

○ 成年後見制度の利用者数は、近年増加傾向にあるものの、高齢化率や認知症高齢者数等と比較して著しく少なく、成年後見制度が十分に活用されていない状況があります。こうした状況の中、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行されました。同法の施行を受け、本市においても、認知症などにより自身の財産管理や日常生活等に支障があるなど支援を必要とする人への包括的な支援が行き届く地域社会の実現に向けた施策を総合的・計画的に推進するため、令和３年（2021年）に「枚方市成年後見制度利用促進基本計画」を策定しました。令和７年（2025年）からは「枚方市成年後見制度利用促進基本計画」を「枚方市地域福祉計画（第５期）」に包含し、権利擁護支援体制の充実を図っています。

○ 多様な主体が互いに連携し、支え合う共生社会を実現するため、旅客施設や建築物、道路等のハード面でのバリアフリー化整備とあわせて、助け合いの心やボランティア意識の醸成など、「心のバリアフリー」を推進することが重要です。

＜取組の方向性＞

① 高齢者や認知症についての理解促進

○ 認知症サポーター養成講座や高齢者疑似体験、高齢者施設での体験実習などのプログラムを小中学校で実施するなど様々な機会を通じて、高齢者についての理解促進を図ります。

○ すべての高齢者が個々の心身の状態や生活状況に応じて、いつまでも住み慣れた地域で生きがいをもち、元気で自分らしい生活を送ることができる地域社会の実現に向けて、高齢者の権利に関する啓発を推進します。

○ 高齢者が、地域社会の一員として様々な活動の場に参加し、生きがいをもって暮らせるよう、世代間交流などの教育活動を行います。

○ 高齢者が、活発に文化芸術活動を行うことができる環境を整えます。また、読書活動は健康寿命の延伸としても期待されるため、読書環境の充実を図ります。

② 相談・支援体制の充実

○ 認知症の高齢者とその家族や支援者・地域住民が集う場の提供や、支援を必要とする市民への情報提供を行います。

○ 地域包括支援センター*をはじめとした総合的な相談窓口の周知を図るとともに、いきいきネット相談支援センター*や社会福祉協議会などの関係機関や民生委員・児童委員を窓口として、身近な地域で気軽に相談できる相談支援体制の充実を図ります。

○ 地域包括支援センターが担当圏域内の様々な店舗に協力を呼びかけ、協力店舗として登録し、ネットワークを構築することで見守り体制のさらなる充実を図るとともに、孤立した生活に起因する支援介入の遅れを防ぐため、見守り活動等による要支援者の早期発見に努めます。

○ 生活困窮状態にある高齢者に対して、経済的、社会的に自立して日常生活が送れるよう、一人ひとりの状況に応じた支援を行います。

○ 高齢者が住み慣れた地域で安心して自分らしく生活できるよう、ひらかた権利擁護成年後見センター*において成年後見制度をはじめとする権利擁護に関する対応と、手続きの説明・助言など制度の利用に向けた支援を行います。

○ 高齢者が個々の心身の状態や生活状況に応じて、住み慣れた地域で生きがいを持ち、元気で自分らしい生活をいつまでも送ることができるよう、一人ひとりの尊厳保持、人権尊重に留意した支援に取り組むとともに、介護者の負担軽減に向けた取組を推進します。

○ 地域包括支援センターなどと連携して、高齢者虐待の早期発見・早期対応ができる体制を整備します。

○ 就労を希望する高齢者の社会参加を促進するため、シルバー人材センター、地域就労支援センター等と連携し、情報提供や就業機会の確保に努めます。

＊地域包括支援センター……高齢者のかかえる様々な問題を地域で総合的に支援する相談窓口。市内13か所に設置されています。

＊いきいきネット相談支援センター……地域にお住まいの方や活動団体から、困り事や悩み事についての相談を受け付ける相談窓口。
＊ひらかた権利擁護成年後見センター…成年後見制度をはじめとする権利擁護に関する相談に応じるとともに、制度の手続の説明・助言など制度の利用に向けた支援を行う相談窓口。総合福祉会館（ラポールひらかた）に設置されています。

③ バリアフリー化の推進

○ 市内の鉄道駅及びその周辺地区を重点整備地区とした移動等円滑化基本構想に基づき、市民・関係事業者と連携しながら道路、公園などのバリアフリー化を推進します。

＜関連計画等＞

○ ひらかた高齢者保健福祉計画２１（第９期）
○ 枚方市地域福祉計画（第５期）
○ 枚方市バリアフリー基本構想
○ 枚方市交通バリアフリー基本構想
○ 星ケ丘駅・村野駅周辺地区バリアフリー基本構想
○ 枚方市立図書館第４次グランドビジョン
○ 枚方市文化芸術振興計画【改訂版】
○ 第４次枚方市男女共同参画計画

４　障害のある人*の人権

＜現状と課題＞

○ 障害のある人への理解と認識不足から、車いすを使用していることを理由とした入店拒否や、障害があることを理由とした契約拒否など不当な差別等が起こっています。
平成23年（2011年）に改正された「障害者基本法」において、手話が言語として位置付けられました。その後、平成24年（2012年）に施行された「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」は障害者の権利利益の擁護に資することを目的としており、平成28年（2016年）に施行された「障害者差別解消法」では、障害があることを理由とした差別が禁止されるとともに、合理的配慮の提供に係る考え方が示され、地方公共団体や民間事業所に対しては、合理的配慮の提供義務が課されました。
令和元年（2019年）には、障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的とした「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」が施行され、国と地方公共団体の責務が示されました。
障害のある人が、どこで誰と生活し、活動するかについての選択の機会が確保され、地域の人々との共生が妨げられることのないよう支援が必要です。

○ 市民意識調査の結果をみると、「障害のある人の人権問題」に関する学習状況について、小学校で受けた人の割合は、高齢層で4.5%、中年層で35.1%、若年層で37.2%となっており、前回調査と同様、小学校での学習機会が増加している傾向がうかがえます。
その他、「道路の段差解消、エレベーターの設置など、障害のある人が暮らしやすい配慮が足りないこと」や、「仕事に就く機会が少なく、また、障害のある人が働くための職場の環境整備が十分でないこと」に関して、人権上の問題が現在あると思う人の割合が、前回は80%を超えていましたが、今回調査では70%台に減っており、その他行為を含め、バリアフリー化の推進など、障害のある人に対する取組の成果が少しずつ表れ始めていると考えられます。

○ 小中学生の意識調査の結果をみると、「障害がある人の人権問題」に関する認知度は、小学5年生では47.0%と１番に高く、中学2年生で順位は２番目になるものの70.0%と高い割合になっています。小中学生にとっても障害がある人の人権に対する認識の高さがうかがえます。

○ 枚方市では、障害のある人もない人も互いに支え合い、尊重しながら、心豊かに、安心して、地域の中で自立して社会生活に参加し、いきいきと活動できる住みよいまちの実現をめざし、障害のある人の差別解消に向けた啓発など様々な取組を進めています。こうした取組の中で、令和３年（2021年）には、「手話でつむぐ住みよいまち枚方市手話言語条例」を制定し、手話やろう者*に対する理解促進や言語としての手話の普及促進に取り組んでいます。

○ 障害のある人の権利を擁護する成年後見制度に対する市民の認知度や関心は高いとはいえない状況にあります。また、制度の利用に係る手続きや経済的な負担の大きさ、権利の制限などマイナスイメージを抱いている人が多い状況にあることから、成年後見制度に関する理解が深まるよう取組を推進する必要があります。

○ 多様な主体が互いに連携し、支え合う共生社会を実現するため、旅客施設や建築物、道路等のハード面でのバリアフリー化整備とあわせて、助け合いの心やボランティア意識の醸成など、「心のバリアフリー」を推進することが重要です。

＊障害のある人…「障害のある人」とは、あらゆる人が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざす中、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある人であって、障害などにより継続的に日常生活又は 社会生活に相当な制限を受ける状態にある人として用いています。
＊ろう者……手話を主なコミュニケーションのための手段として用いる市民のこと。（手話でつむぐ住みよいまち枚方市手話言語条例第２条の定義を引用）

＜取組の方向性＞

① 障害についての理解促進

○ 障害のある人が、自身の持つ権利を知り、必要な支援を受けることのできる環境を整備するとともに、障害への正しい理解と障害のある人に対する合理的配慮についての理解促進を図ります。

○ 障害のある子どもをはじめすべての子どもたちが「ともに学び、ともに育つ」教育の推進に向けて、一人ひとりの社会的自立に向けた効果的な指導を行います。

○ 障害のある人が障害があることを理由にスポーツをあきらめることがないよう、スポーツと出会える機会の充実や参加できる場を創出し、障害の有無に関わらず、スポーツを通じた交流において、ノーマライゼーション*への理解促進を図ります。

○ スポーツ選手の体験談等から、助け合いの精神に基づいたフェアプレーの精神等を学ぶ機会や、車いす体験、ボッチャ等の障害者スポーツ体験などを通じ、違いを理解し認め合う機会の充実を図ります。

○ 障害のある人が活発に文化芸術活動を行い、その活動を通じた交流を行うことができる環境を整えます。

○ 精神障害等に対しては誤った情報や理解不足による偏見や先入観が存在します。また、こうした偏見等により当事者が生きづらさを感じたり、地域での生活が困難となる場合もあります。住み慣れた地域で誹謗中傷等を受けることがなく、いきいきと生活できるよう精神障害等についての理解を深める取組を推進します。

＊ノーマライゼーション……障害のある人や高齢者等、社会的に不利をこうむりやすい人々を当然に包括するのが通常の社会であり、そのあるがままの姿で同等の権利を享受できるようにするという考え方。

② 虐待防止の啓発推進

○ 障害のある人に対する誤解や偏見をなくし、障害を理由とする差別の解消や虐待防止に向けて、啓発を推進します。

③ 相談・支援体制の整備・充実

○ 障害のある人が自ら選択した場所に住み、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう支援する障害者相談支援センター*や基幹相談支援センター*のさらなる周知を図るとともに、

相談支援機関と社会福祉協議会や保健・医療・福祉分野の各関係機関などが連携した支援の充実を図ります。

○ 障害のある人の虐待事案に対応するため、枚方市虐待防止センター等における相談・支援体制の充実を図ります。

＊障害者相談支援センター…障害者や介護者のための相談を行っています。福祉サービスや福祉施設・福祉機器の利用相談、制度の紹介や情報の提供、自立生活のサポート等を行っています。市内４か所に設置されています。
＊基幹相談支援センター……障害者に関する総合的な相談支援の窓口を設置するほか、地域の相談支援事業所への専門的な指導や地域移行・地域定着促進の取組などを行い、地域の相談支援体制強化の取組を総合的に行っています。市内３か所に設置されています。

④ 雇用・就業体制の支援

○ 障害のある人の雇用・就業の促進に向け、バリアフリー化など既存事業所の施設整備や障害者雇用の増加のほか、就労支援の場の創設とこれを担う人材育成等を行う事業者を支援します。

⑤ バリアフリー化の推進

○ 市内の鉄道駅及びその周辺地区を重点整備地区とした移動等円滑化基本構想に基づき、市民や関係事業者と連携しながら道路、公園などのバリアフリー化を推進します。

＜関連計画等＞

○ 枚方市障害者計画（第４次改訂版）
○ 枚方市障害福祉計画（第７期）
○ 枚方市障害児福祉計画（第３期）
○ 枚方市地域福祉計画（第５期）
○ 枚方市子ども・若者総合計画
○ 第４次枚方市子ども読書活動推進計画
○ 枚方市スポーツ推進計画
○ 枚方市文化芸術振興計画【改訂版】
○ 枚方市バリアフリー基本構想
○ 枚方市交通バリアフリー基本構想
○ 星ケ丘駅・村野駅周辺地区バリアフリー基本構想
○ 枚方市立図書館第４次グランドビジョン
○ 第４次枚方市男女共同参画計画
○ 枚方市教育振興基本計画

ひこぼしくんコラム　⑧



障害者に関係するいろんなマーク、知ってる？

駅のホームやお店の入り口、駐車場の表示など、街中でいろんなマークを見かけるよね。
その中には、障害のある人が安心して社会参加できるよう、周囲の理解を深めるために作られたマークもたくさんあるんだ。それらのマークを少し紹介してみるね。



☆障害者のための国際シンボルマーク（車いすマーク）
　障害のある人や高齢者、けがをした人、ベビーカー利用者などが利用できる建物、施設であることを表すための世界共通のシンボルマーク



☆盲人のための国際シンボルマーク
　視覚障害のある人の安全やバリアフリーに対応した建物、施設、機器などに付けられている、世界共通のシンボルマーク



☆聴覚障害者標識（聴覚障害者マーク）
　聴覚障害があることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマーク
　危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。



☆身体障害者標識（身体障害者マーク）
　肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマーク
　危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。



☆オストメイトマーク
　人工肛門・人工膀胱を造設している排泄機能に障がいのある方（オストメイト）のための設備があること及びオストメイトであることを表すマーク



☆ヘルプマーク
　義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、妊娠初期の方や外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方たちが、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができるマーク

他にも、「ほじょ犬マーク」や「耳マーク」、「ハートプラスマーク」などいろいろあるよ。
マークが示す意味を知ることで、私たちは何をすれば良いのか、どう配慮すれば良いのかを理解して行動することができるね。
みんなが気づいて気をつけることで、障がいのある人たちが、もっと安心して暮らせる優しいまちにしていきたいね。

５　こころの病*（うつ病など）に関する人権

＜現状と課題＞

○ こころの病で通院や入院をしている人たちは、国内で603万人（令和５年（2023年）厚生労働省患者調査）で、生涯を通じて５人に１人が罹患するとも言われています。しかし、「こころの病は特別な人がかかるもの」という、古くからの風評などから生じる先入観や偏見が解消されたとは言えず、こうした社会の状況において生きづらさに苦しんでいる人たちがいます。こころの病は誰でもかかりうる病気であり、先入観や偏見にとらわれないよう理解を深めることが大切です。

○ 市民意識調査の結果をみると、「こころの病（うつ病など）に関する人権問題」を特に人権上の深刻な問題と考える人の割合は、8.7％と依然として低く、「こころの病の患者等の人権問題」に関する学習状況について、小学校で受けた人の割合も、若年層で19.7％と前回調査より7.8ポイント増加したものの、中年層や高齢層の割合は、以前より低い状況となっています。一方で、講演会や研修会に取り上げてほしいテーマとして、「インターネットによる人権侵害」や「高齢者の人権問題」、「子どもの人権問題」に次いで、「こころの病に関する人権問題」は４番目に高いニーズがあります。

＊こころの病…「こころの病」は、種類も症状も様々で、原因が分かっていないものが多くあります。例えば、うつ病と診断された場合でも、ストレスがきっかけの場合もあれば、身体の病気と関係していることもあります。

＜取組の方向性＞

① こころの病（うつ病など）についての理解促進

○ 様々な原因からうつ病などのこころの病に罹患することで、周囲の先入観や偏見に遭遇し、人とのコミュニケーションを絶つことや、場合によっては自ら命を絶つ選択に至る深刻なケースがあります。
心身の健康の保持増進について取り組むとともに、こころの病に関する正しい知識について理解促進を図ります。

② 相談・支援体制の整備・充実

○ こころの病と生活困窮、ひきこもり、ダブルケア*、8050問題*など、複合的な生活課題に対する支援の充実を図ります。

○ 「ひらかたいのちのホットライン」や「こころの電話相談」など様々な相談窓口において、丁寧な支援を行うための関係機関とのネットワーク構築や支援の充実を図ります。

○ 精神科病院から地域生活への移行の推進や就労に向けた訓練の実施など、保健・医療・福祉の面から、様々な連携強化を図ります。

＊ダブルケア……子育てと介護を同時に担うこと。
＊8050問題……80代の親が50代の子どもの生活を支える問題のこと。

＜関連計画等＞

○ 枚方市地域福祉計画（第５期）
○ 枚方市いのち支える行動計画（自殺対策計画）（第２期）

ひこぼしくんコラム　⑨



こころの病は誰にでも起こりうる

「こころの病」にもいろいろな症状があるんだよ。眠れない、食欲がない、ずっと落ち込んでいるなどの症状が現れる「うつ病」もあれば、理由もなく、動悸やめまい、汗が出たり、吐き気がしたりする症状が現れる「パニック症」や、突然、怖い体験を思い出し、不安や緊張が続く「PTSD」もあるんだ。

こころの病は、原因がわかっていないものもたくさんあって、ストレスがきっかけの場合もあれば、環境の変化による場合もあるんだ。だから、誰でも経験する可能性があるし、珍しい病気ではないんだよ。

例えば、うつ病は決して弱い人がなるものではなく、心のエネルギーが一時的になくなってしまった状態なんだって。それは、風邪をひくのと同じように誰にでも起こりえるものなんだ。

それなのに、自分とは関係ないと思われてしまうことが少なくないんだ。こころの不調は決して「失敗」なんかじゃないのに…

周りのみんながこころの病を正しく理解して、アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）をなくすことが大切だね。

6　部落差別（同和問題）

＜現状と課題＞

○ 部落差別（同和問題）は、日本社会の歴史的過程で形づくられた身分差別で、同和地区*出身の人などが、長い間、自由と平等が保障されず、経済的、社会的、文化的に低位な状態におかれてきました。そして、こうした身分差別が無くなった現在もなお、同和地区出身であることを理由とする差別が発生するなど、日本固有の人権問題です。
部落差別（同和問題）については、これまでも様々な取組が行われており、平成28年（2016年）に「部落差別解消推進法」が施行されましたが、結婚や住宅購入時などに同和地区出身者や同和地区を避けようとする差別意識が依然として存在しています。さらに、戸籍謄本などの不正取得による身元調査や不動産取引での土地調査、インターネット上では同和地区の所在地リストや動画写真の掲載、差別書き込みなどの問題も発生しています。
また、部落差別（同和問題）を口実に、企業や行政機関へ不当な圧力をかけ寄付金を強要するなど、いわゆる「えせ同和行為*」も部落差別（同和問題）の解決を阻む要因となっています。

○ 市民意識調査の結果をみると、「部落差別（同和問題）」を特に人権上の深刻な問題と考える人の割合は、6.3%と低く、「部落差別（同和問題）」の学習状況について、「受けたことがある」と回答する人の割合は、高齢層で45.7%、中年層で96.2%、若年層で78.1%と、他の人権問題に比べ、学習する機会があることがわかります。
「部落差別（同和問題）」を特に深刻な人権問題として考える人の割合は低いものの、住宅の購入や賃借の際に重視する条件として、「同和地区があると言われていないか」を選択する人の割合が8.9%、結婚相手に重視することとして、「同和地区の出身であると言われていないかどうか」を選択する人の割合は7.3%となっています。
また、「部落差別（同和問題）」について、「インターネット上に誹謗中傷等が掲載されること」は人権上問題があると回答している人は51.4%いますが、「就職の時や職場で不利な扱いを受けること」、「地域の活動や付き合いで嫌がらせを受けること」の割合は40%を下回る結果となっています。
これらの傾向は、前回調査から比べて相対的に割合が減少しています。

○ 小中学生の意識調査の結果をみると、「部落差別（同和問題）」に関する認知度は、小学5年生では10.4%、中学2年生では14.5%と低い割合になっています。市民意識調査結果の割合と同様、部落差別（同和問題）に対する認知の低さがうかがえます。

○ 部落差別（同和問題）の解消に向けて、市民一人ひとりが差別の現状を知り、正しい理解を深めて行動できるように、啓発するとともに人権教育、相談体制を充実していくことが重要です。また、「えせ同和行為」を排除するための取組や企業などへの啓発を行っていく必要があります。

＊同和地区……部落差別（同和問題）の解消に向け、昭和44年（1969年）の「同和対策事業特別措置法」施行以来、平成14年（2002年）に「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」が失効するまでの間、全国的に同和地区の環境改善や同和教育・人権啓発などの取組が積極的に進められてきました。ここでは、同法によって指定されていた対象地域を示しています。

＊えせ同和行為…「部落差別（同和問題）はこわい問題である」という人々の誤った意識が根深く残っていることに乗じて、何らかの利益を得るために、部落差別（同和問題）を口実として、企業や行政機関などに不当な圧力をかけること。

＜取組の方向性＞

① 部落差別（同和問題）についての理解促進

○ 差別の解消に向け、講演会の開催や広報紙・啓発冊子の活用など部落差別（同和問題）を知る機会の提供と効果的な啓発を行い、部落差別（同和問題）について正しい理解の促進を図ります。

○ 学校教育を通じて部落差別（同和問題）に対する認識を深め、部落差別（同和問題）を許さない意識啓発や姿勢を育成します。

○ えせ同和行為に対しては、部落差別（同和問題）を正しく理解した上で、毅然とした態度で対応できるよう、事業者等に対して啓発や注意喚起を行うとともに、えせ同和行為の排除に向けて、法務局など関係機関と連携を図ります。

② 相談・支援体制の整備・充実

○ 部落差別（同和問題）を理由とする結婚差別、就職差別、インターネット上の差別・中傷・落書きなど、悪質な人権侵害事案に対して迅速に対応できるよう、相談体制の充実を図ります。

○ 部落差別（同和問題）の解決へ向け、特定非営利活動法人枚方人権まちづくり協会などと連携を図るとともに、国や大阪府、大阪府市長会、一般財団法人大阪府人権協会などとの連携強化を図ります。

＜関連計画等＞

○ 部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）
○ 大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例

ひこぼしくんコラム　⑩



部落差別（同和問題）って昔の話？

部落差別（同和問題）って聞くと、どんなイメージを持つかな？

「今の時代、もう関係ない昔の話」って思う？

昔に比べて、身近に、あからさまな差別的発言を聞くことは減ったかもしれないね。

でも、まだ結婚や就職など、人生の大切な節目に、同和地区に住んでいることや過去に住んでいたというだけで差別を受けている人がいるんだ。

インターネット上では、同和地区の所在地リストの公開や、偏見や差別をあおるような動画や写真の掲載・書き込みの投稿など悪質な行為がみつかっているんだ。

部落差別（同和問題）の歴史を教訓として、私たちにできることは何だろう？

誰かの出身地をあれこれ聞いたり、インターネット上の差別をあおる様な情報を目にしたりした時、「これは本当に正しい情報？」「誰かを傷つけていないかな？」と、すぐに信じたり、広めたりせずに、まず立ち止まって考えてみよう。

そして、偏見や差別に惑わされないように、私たち一人ひとりが部落差別（同和問題）を正しく学び理解を深め、生まれた場所や住んでいる場所を理由にした差別を許さないという考えをしっかりと持って、行動に結び付けていくことが必要なんだ。

7　外国人*の人権

＜現状と課題＞

○ 外国人であることを理由とする不当な就職上の取扱い、アパートやマンションへの入居拒否などの人権侵害が発生しています。近年では、特定の人種や民族の人々を排斥する差別的言動、いわゆるヘイトスピーチ*が社会的な問題となっています。
平成28年（2016年）にはいわゆる「ヘイトスピーチ解消法」が施行され、大阪府においても、令和元年（2019年）に「大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例」が施行されました。
また、平成30年（2018年）に「出入国管理及び難民認定法」が改正され、外国人材の適正・円滑な受け入れの促進に向け、取り組むとともに、令和元年（2019年）には「日本語教育の推進に関する法律」が制定され、外国人市民等*との共生社会の実現に向けた環境整備が進められています。
国際化の進展に伴い、本市においても外国からの留学生や技能実習生の受け入れ、インバウンドによる訪日客や外国人居住の増加が見込まれる中、生活習慣や互いの文化的な違いを認め合い、多様性を受け入れ、ともに生きていく社会を築いていくための環境整備が必要といえます。

○ 市民意識調査の結果をみると、日本に居住している外国人の人権問題について、あることは知っていると回答する人の割合は55.1％、知らないと回答する人の割合は13.3％と、合計68.4％の人が内容までは知っておらず、「外国人の人権」を特に深刻な人権問題として考える人の割合については6.1％と低くなっています。
また、ヘイトスピーチについても、あることは知っていると回答する人の割合は51.2％、知らないと回答する人の割合は15.6％と、合計66.8％の人が内容までは知っておらず、また、特に人権上の深刻な問題と考える人の割合は、5.1％と低くなっています。
街頭などで、特定の国の出身の人々について、「日本から出て行け」という行為を人権上問題があると回答している人の割合は74.1％となっており、日本に居住している外国人に関して、「就職や仕事の内容・待遇などにおいて不利な条件に置かれていること」、「特定の人種や民族の人々を排斥する不当な差別的言動（ヘイトスピーチ）があること」、「病院や施設などで、外国語の表記などの対応が不十分なこと」に関して、人権上の問題として現在あると思う人は、55％を超えています。
さらに、外国人に関して「結婚相手やパートナーとの交際で周囲から反対を受けること」が人権上の問題として現在あると思う人の割合は、53.8％の結果が出ている一方、割合は低いですが、結婚相手に重視することとして、「国籍・民族」を選んだ人が12.9％となっています。また、外国人の子どもが、自国の文化や生活習慣に合った教育が行われにくいと思う人の割合は48.8％となっています。
この傾向は、前回調査から変化は見られませんでした。

＊外国人……外国籍の人など外国（海外）にルーツを持つ人。
＊ヘイトスピーチ……一般に憎悪に基づく差別的な言動のことを言いますが、本計画では、特定の人種や民族であることを理由として、日本社会から追い出そうとしたり、人格をおとしめたり、危害を加えようとしたりするなどの不当な差別的言動として用いています。
＊外国人市民等……外国籍の市民に加え、日本国籍であっても国際結婚により生まれた子どもや海外からの帰国者等で、異なる文化にアイデンティティを持つ市民等。（「枚方市国際化施策に関する考え方」より）

○ 小中学生の意識調査の結果をみると、「日本にいる外国人の人権問題」に関する認知度は、小学5年生では31.7%で、中学2年生では53.7%と高い割合になっています。小中学生にとっても日本にいる外国人の人権に対する認知の高さがうかがえます。なお、中学2年生のみを対象とした「ヘイトスピーチ」の認知度は13.6%で割合は低くなっています。

＜取組の方向性＞

① 多文化についての理解促進

○ 外国人市民等が持つ生活文化や宗教上の違いに対する理解不足が偏見や差別の主な原因となるため、歴史・文化・宗教の違いを違いとして受けとめ、多文化についての理解促進を図ります。

○ 子どもたちが文化芸術に触れることにより、多様な個性や能力を開花させるだけでなく、他者と共感し合い、互いを理解する心を育むため、学校教育と連携し、文化芸術に関わる様々な体験ができる機会の充実を図ります。

② ヘイトスピーチに対する啓発推進

○ 外国人市民等に対する根拠のない偏見に満ちたヘイトスピーチをなくすため、市民が誤った認識や偏見を持つことがないよう、啓発を推進します。

③ 相談・支援体制の整備・充実

○ 日本での生活にあたり、外国人市民等の疑問や相談に対応できる相談体制の充実を図ります。

○ 生活ルール等を知らないために生じる偏見や不利益が生じないよう、外国人市民等が日本の生活習慣や本市に居住するにあたり必要な生活ルールを知り、理解するための機会の充実を図ります。

○ 外国人市民等が地域で生活していくために必要な情報を得ることができるように、市政情報等の多言語発信や「やさしい日本語」の活用、日本語習得のための機会の充実を図ります。

○ SNSやインターネット上での人権侵害を通報やモニタリング等で把握したときには、削除要請を行うなど、被害や差別情報の拡散を防止するとともに、法務局などの関係機関と連携し、迅速な対応を行い、相談者、被害者支援の充実を図ります。

＜関連計画等＞

○ 国際化施策に関する考え方
○ 枚方市文化芸術振興計画【改訂版】
○ 枚方市教育振興基本計画
○ 第４次枚方市男女共同参画計画

ひこぼしくんコラム　⑪



ヘイトスピーチ、許さない！

人種、国籍、宗教などを理由とする差別的言動や当事者への攻撃、侮辱する言動、いわゆる「ヘイトスピーチ」は、人間の尊厳を傷つける許されない行為なんだ。

自分がヘイトスピーチをされる当事者で、「〇〇人は出ていけ」、「〇〇人は殺せ」なんて言われたり、インターネット上で害虫と結びつける投稿をされたりしたら、つらくて悲しいし、怖くて安心して生活できないよね。

平成 28 年（2016 年）６月に施行された「ヘイトスピーチ解消法（※1）」、令和元年（2019 年）11 月に施行された「大阪府ヘイトスピーチ解消推進条例（※2）」は、外国人住民に対する差別的発言は許されないものという考えを基本に、広報や啓発活動などを行ってきたんだ。

でも、悲しいかな、それだけではヘイトスピーチはなくならなかったんだ。普通の日常会話とかインターネットの書き込みなどをするときに、みんなが一人ひとりの違いを認め、相手の気持ちになって行動することが必要なんだ。

「ヘイトスピーチ、許さない。」という気持ちで、他人事ではなく自分自身の問題として一緒に考えてみようよ。

（※1）本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律
（※2）大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例

８　HIV感染者、ハンセン病回復者及びその家族の人権

＜現状と課題＞

○ HIV感染者に対しては、日常生活での接触で感染することがないにも関わらず、感染を理由とした就職拒否や入居拒否などの人権侵害が起きています。HIV感染症について、正しい知識を持つことが必要です。

○ ハンセン病対策については、かつて、国の施設入所政策のもとで、患者・元患者のみならず、その家族に対して、社会において極めて厳しい偏見、差別が存在した事実に鑑み、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」の対象に家族を加える法改正が行われました。
ハンセン病患者・元患者やその家族がおかれていた境遇を踏まえ、ハンセン病についての正しい知識を持ち、この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

○ 市民意識調査の結果をみると、「HIV感染者及びその家族の人権問題」について、あることは知っていると回答する人の割合は50.2%、知らないと回答する人の割合は23.5%、「ハンセン病回復者及びその家族の人権問題」について、あることは知っていると回答する人の割合は49.7%、知らないと回答する人の割合は25.4%と、どちらも７割以上の人が内容までは知っておらず、「HIV感染者及びその家族の人権問題」、「ハンセン病回復者及びその家族の人権問題」を特に人権上の深刻な問題と考える人の割合も2.5%以下と低くなっています。「HIV感染者やハンセン病回復者とは一緒に食事や入浴をしない」行為については、人権上問題があると思う人の割合は、66.5%となっています。
「HIV感染者及びその家族の人権問題」、「ハンセン病回復者及びその家族の人権問題」の学習状況について、小学校で受けた人の割合は、若年層でHIV感染者関係について11.7%、ハンセン病回復者について8.0%、中年層では、どちらも5.3%、高齢層では、どちらも0.7%以下と低くなっています。
これらの傾向は、前回調査から変化は見られませんでした。

○ 小中学生の意識調査の結果においては、中学2年生のみを対象としており、「ハンセン病からの回復者やその家族の人権問題」に関する認知度は14.1%で低い傾向となっています。

＜取組の方向性＞

① HIV感染症・ハンセン病についての理解促進

○ HIV感染症に関する正しい知識やハンセン病に対する歴史的背景と正しい知識の普及を図り、偏見や差別の解消に向けた啓発活動を行うことにより、HIV感染症・ハンセン病について理解促進を図ります。

② 相談体制の整備・充実

○ 当事者の立場に立った相談対応に努めるとともに、安心して相談できる人権相談体制の充実を図ります。

＜関連計画等＞

○ ハンセン病問題の解決の促進に関する法律

ひこぼしくんコラム　⑫



正しく知ろう、HIV とエイズのこと

HIV とエイズって「名前は知ってるけど、よくわからない」、「私には関係ない」と思っている人は多いんじゃないかな。

HIV は、ヒト免疫不全ウイルスのことで、HIV に感染したことで感染症や悪性腫瘍等が引き起こされた状態がエイズ（後天性免疫不全症候群）という病気なんだ。

医療の進歩で、HIV に感染しても早期に薬を飲んで治療すれば免疫力を落とすことなく、普通の生活を送ることができるんだよ。

また、以前は「エイズになったら死んでしまう」と思う人が多かったけれど、今では、「長く続く病気」と位置づけられていて命の見通しがずっと良くなったんだ。

HIV は感染力が弱く、握手や入浴などの日常生活の中で感染することはないんだよ。それなのに、誤った知識や偏見から就職差別や福祉サービス提供拒否などの人権侵害が起こっているんだ。感染経路は、性的接触や血液感染、母子感染に限られていて、正しい知識で予防できるんだ。

一人ひとりが HIV とエイズのことを正しく理解して、「自分とは無関係」ではなく自らの健康問題と意識して、偏見・差別のない社会にしていきたいね。

ひこぼしくんコラム　⑬



ハンセン病対策の過ち

ハンセン病は、らい菌によって引き起こされる病気なんだけど、感染することはめったにないし、感染しても発病はほとんどしないんだ。それに治療薬が開発されて、早期発見・早期治療によって後遺症を残さないで治る病気なんだよ。

でも、明治時代には感染力が強い病気である、とか遺伝病だという誤った認識が広まってしまって、法律による強制的な隔離政策が進められたんだ。平成８年（1996 年）の「らい予防法」が廃止されるまで続いて、長い間、患者やその家族は耐え難い大きな苦しみを背負わされてきたんだ。

今でもまだ病気に対する根強い誤解や差別が社会に残っていて、強制隔離によって奪われた人たちの人権回復はまだ道半ばなんだ。
そのため、国や地方自治体は、ハンセン病に関する正しい知識の普及や地道な啓発活動を進めているんだ。

二度とこうした過ちを繰り返さないという意識を持って、ハンセン病回復者やその家族が穏やかで安心な生活を送ることができるように、みんなで考えていかないといけないね。

９　新たなウイルス等感染症感染者や回復者並びに医療従事者等やその家族の人権

＜現状と課題＞

○ 令和元年（2019年）に発生した新型コロナウイルスの感染拡大と同時に、感染者やその家族、医療従事者や交通関係従事者など社会のライフラインを支える人たちとその家族への偏見や差別、排除という事態が起きました。感染者が、本来得られるべきいたわりや共感、支援ではなく、感染したことを非難され、その責任を問われるなど、差別や排除に怯えながらの生活を余儀なくされる状況に陥りました。
また、感染の不安から、感染者やその家族などに対する差別が起こり、子どもたちが学校に行きにくくなる状況が生まれ、子どもたちが教育を受ける権利を十分に保障されない事態となりました。

○ 新型コロナワクチンの接種に関して、接種は強制ではなく、発症予防の効果と副反応のリスクの双方を理解し、自らの意思で接種するものですが、体質や持病など様々な理由で、接種を受けられない人が接種しないことにより、接種の強要や差別的な扱いを受ける事例が起きました。

○ 市民意識調査の結果をみると、新型コロナウイルスのように新たなウイルス等の感染症の患者等について、「マスメディアやSNS（ラインやフェイスブック、Xなど）で興味本位の不確かな情報が拡散されること」、「患者や感染者等のプライバシーが守られないこと」、「患者や感染者、その家族等が差別的な発言や行為を受けること」について、人権上問題があると思う人の割合は高くなっています。
前回調査からは、すべての項目において、人権上問題があると思う人の割合は11～24ポイント減少しています。大幅に減少した要因としては、前回調査時点と比べ、行動制限が緩和され、感染者や濃厚接触者を特別視する場面が減少したことで、身近な人権問題として意識する機会が減少したためと考えられます。

○ 新たなウイルス等の感染者や濃厚接触者に対する偏見や差別を解消するためにはウイルス等に関する正しい理解を広めていくことが重要です。また、未知なものに対する過剰な忌避意識は偏見や差別の拡大につながることを一人ひとりが自覚し、人権意識を高めていくことが大切です。感染予防対策を講じながら、感染拡大が人権侵害の拡大につながらないよう取り組んでいく必要があります。

＜取組の方向性＞

① 感染症についての理解促進

○ 感染者や医療従事者、交通関係従事者及びその家族、健康上の理由等で感染予防対策が困難な人などに対する偏見や差別の解消に向け、新たなウイルス等感染症についての情報発信を適切に行い、理解促進を図ります。

② 相談・支援体制の充実

○ 新たなウイルス等感染症に起因する貧困と格差の拡大を生み出さないよう市の関係機関が連携する支援体制と人権の視点に立った相談体制の充実を図ります。

○ 児童・生徒及びその保護者が抱く感染症への不安や恐れを軽減するため、学校においても、新たなウイルス等感染症に関する情報発信を適切に行うとともに、誰もが感染するリスクがあること等への理解を深め、差別により教育を受ける権利が阻害されないよう指導を行います。

＜関連計画等＞

○ 枚方市新型インフルエンザ等対策行動計画（第２版）

ひこぼしくんコラム　⑭



「コロナ差別」を繰り返してはだめ！

新型コロナウイルスが国内で感染拡大した当時、未知のウイルスの脅威は私たちの日常を変えてしまったね。

感染したことで職場や学校で避けられたり、マスクをつけていない人が激しく罵倒されたり、他都道府県ナンバーの車が傷つけられたり、ワクチン接種をしていない人が非難されたり・・・

検査や治療など、最前線で感染者への対応に追われた医療従事者まで、風評被害にあったり、親戚に交流を避けられたり、医療従事者の家族は通学拒否されたり、嫌がらせをされたりする事例が発生したよ。

「感染したら怖い」という未知のウイルスへの「不安」や「恐れ」が社会全体に広まって、「偏見」や「差別」となってしまった。正確な情報についての知識が十分でなかったので、「誤解」や「思い込み」が生まれたこともその要因だね。

未知のウイルスは恐いけど、過度に恐れすぎると、自己防衛本能から、見えない敵（ウイルス）の代わりに他の誰かを排除すべき存在と、無意識のうちに認識してしまうんだ。

そんな時、少し立ち止まってみて、自分のそうした感情が、誤解や思いこみ、無自覚な差別意識や偏見による過剰な反応から生まれたものでないかを考えてみることが必要だよ。

10　犯罪被害者やその家族等の人権

＜現状と課題＞

○ 理不尽な犯罪により深く傷つけられた被害者やその家族は、直接的な被害だけでなく、そのことによる精神的・経済的被害など、様々な問題に苦しんでいます。犯罪被害者や家族の権利利益の保護を図り、支援していくために「犯罪被害者等基本法」が平成17年（2005年）に施行され、被害者の権利が明文化されました。また、同年には「犯罪被害者等基本計画」が策定され、大阪府では、平成18年（2006年）に全国に先駆けて「大阪府犯罪被害者等支援のための取り組み指針」を策定し、様々な支援施策を総合的・体系的に推進してきました。平成31年（2019年）に犯罪被害者支援の理念や基本方向等を明示した「大阪府犯罪被害者等支援条例」を施行したことから、取組指針を改定し、令和２年（2020年）に改めて「大阪府犯罪被害者等支援に関する指針」として定めました。

○ 市民意識調査の結果をみると、「犯罪被害者やその家族の人権問題」について、あることは知っていると回答する人の割合は51.6%、知らないと回答する人の割合は13.7%と、合計65.3%の人が、内容までは知っておらず、「犯罪被害者やその家族の人権問題」を特に人権上の深刻な問題と考える人の割合も11.9%と低くなっています。
また、「犯罪被害者やその家族の人権問題」に関しての学習状況について、小学校で受けた人の割合は、若年層で5.8%、中年層で1.5%、高齢層で0.4%と低くなっています。
これらの傾向は、前回調査から変化は見られませんでした。

○ 犯罪被害者やその家族という理由で、差別や偏見を受けて、社会的孤立に追いやられる人権侵害もあります。こうした社会的孤立から救うためには、当事者などの気持ちに寄り添い、適切な支援を行うことが必要です。また、被害者に対する集団的な過熱取材によるプライバシーの侵害や被害者にも非があるような情報発信などの二次的被害を防止し、犯罪被害者等が地域で安心して暮らしていけるように社会全体で支えていく取組が必要です。

○ 市民誰もが犯罪被害者やその家族にならないよう、犯罪のない社会、犯罪の加害者や被害者がいない社会を実現するための取組が必要です。そのためには、犯罪加害者が二度と犯罪を起こさないよう、刑を終えて出所した人が社会復帰して地域で暮らすことができ、更生に向けて必要に応じた福祉的支援などを受けることができるよう国や大阪府と連携した支援が必要です。

＜取組の方向性＞

① 犯罪被害者やその家族の人権についての理解促進

○ 犯罪被害者等に関する問題を社会全体で考え、ともに支え合い、被害者やその家族が安心して暮らせる地域社会の実現に向け、犯罪被害者やその家族の人権についての理解促進を図ります。

② 相談・支援体制の整備・充実

○ 早期からの支援に繋がる相談や情報提供を行うとともに、国や大阪府、民間団体との連携強化を図り、深刻な状況にある犯罪被害者等の平穏な日常生活への復帰に向けた支援を行います。

○ 犯罪や非行を防止するための指導や支援を行うとともに、犯罪や非行をした人の立ち直り、地域で暮らすための相談・支援体制の充実を図ります。

＜関連計画等＞

○ 第５次犯罪被害者等基本計画（国）
○ 大阪府犯罪被害者等支援に関する指針

ひこぼしくんコラム　⑮



見過ごされがちな「もうひとつの被害」

犯罪の被害者やその家族が受ける被害って、精神的ショックや経済的困難、捜査や裁判の負担など、犯罪そのものによる直接的なものだけではないんだよ。

まわりの人たちによる興味本位のうわさ話やマスコミの取材、心ない中傷によって、傷つけられたり、プライバシーが侵害されたりと、もうひとつの被害を受けることもあるんだ。

どんな人でも犯罪の被害に遭ってしまうかもしれないよね。

「もしも、自分や身近な人が被害に遭ってしまったら？」と少し考えてみて。

「被害者にも非があった」なんて言われると被害を受けた以上に苦しくなるよね。また、「がんばって」とか「運が悪かったね」など元気づけるためにかけられた言葉でさえも、逆に傷ついたり負担に思ってしまったりするかもしれない。

犯罪被害に遭った人やその家族の人たちに接するときには、その人たちが置かれた状況や心の傷を理解し、その人たちの気持ちに寄り添い、その気持ちに配慮することが大事だね。

11　ホームレス*の人権

＜現状と課題＞

○ ホームレス*状態にある人は、家庭の問題、人間関係、病気や精神疾患、倒産や失業など、複数の問題を抱えている場合があり、このような様々な背景から路上生活などを余儀なくされています。しかし、社会では自己責任論が強く、ホームレスを偏見や差別の眼差しで見る傾向があり、暴力を伴う襲撃等により、命の危険にさらされる場合もあります。「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」に基づき、ホームレスの様々な状況に応じて、自立につながる支援が求められています。

○ 市民意識調査の結果をみると、「ホームレスの人権問題」について、あることは知っていると回答する人の割合は53.2%、知らないと回答する人の割合は19.1%と、合計72.3%の人が、内容までは知っておらず、「ホームレスの人権問題」を特に人権上の深刻な問題と考える人の割合も1.3%と低くなっています。
また、「ホームレスの人権問題」に関しての学習状況について小学校で受けた人の割合は、若年層で5.8%、中年層で2.7%、高齢層で0.2%と低く、「公園でホームレスが近づいてきたので、足早に立ち去る」行為を人権上問題があると思う人の割合は49.5%となっています。
これらの傾向は、前回調査から変化は見られませんでした。

○ 平成27年（2015年）に施行された「生活困窮者自立支援法」に基づく事業の実施により、全国的にホームレスの人数は減少傾向にあるといわれている半面、ネットカフェで寝泊まりしながら不安定就労に従事する若年者は増加傾向です。ホームレスに対する偏見や差別をなくすとともに、各種相談対応や自立に向けた支援などが重要となります。

＊ホームレス……路上生活者

＜取組の方向性＞

① ホームレスについての理解促進

○ ホームレス状態にある人は、家庭の問題、人間関係、病気や精神疾患、倒産や失業など、複数の問題を抱えている場合があり、自分自身では解決できない様々な背景から路上生活などを余儀なくされていることがある等、ホームレスの人権問題について理解促進を図ります。

② 相談・支援体制の整備・充実

○ ホームレスの人権に配慮するとともに、関係機関と連携を図りながら、当事者の立場に立った相談・支援体制の充実を図ります。

＜関連計画等＞

○ 枚方市地域福祉計画(第５期)

12　性的マイノリティ（LGBTQ＋）*の人権

＜現状と課題＞

○ 性のあり方には、「からだの性」、「こころの性」、「好きになる性」、「表現の性」などの構成要素があり、人それぞれに性のあり方は異なります。しかし、現状の社会では、性別は男性と女性の二つであり、その「からだの性」と「こころの性」は一致し、異性愛が当然であるとする認識が大多数を占めています。こうした中、性的マイノリティ（LGBTQ+）に対する偏見や差別、また性的マイノリティの存在に気づかず、無意識に排除するという問題が起こっています。枚方市男女共同参画推進条例では、「何人も、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、多様な性のあり方を尊重し、多様な性のあり方を理由とする人権侵害を行ってはならない。」と規定しています。

○ 性のあり方に悩む当事者が、第三者からのアウティング*により自ら命を絶つ事案もあり、相談を受ける側にもこうした事案に繋がることのないよう細心の注意を払う必要があります。
また、当事者の意図しない公表がなされない、安心して相談できる相談環境や支援体制の構築が求められています。

○ 市民意識調査の結果をみると、「性的マイノリティ（LGBTQ＋等）の人権問題」について、あることは知っていると回答する人の割合は50.7%、知らないと回答する人の割合は16.9%と、合計67.6%の人が、その内容までの理解に至っていません。
「性的マイノリティ（LGBTQ＋等）の人権問題」を特に深刻な人権問題として考える人の割合は4.0%と高くない状況で、年齢層別でみると、中年層が2.3%、高齢層が3.1%と低く、若年層の割合は5.1%と、前回調査時から16.5ポイント減少するという結果が出ています。
一方で、「職場で性的マイノリティ（LGBTQ＋等）であることを公表している人と席が隣になることを嫌がる」ことを人権上問題があると回答している人は70.3%存在し、「性的マイノリティ（LGBTQ＋等）への理解や認識が不足していること」、「学校や職場などで嫌がらせやいじめを受けること」、「パートナーがいても、婚姻と同等に扱われないこと」に関して、人権上の問題が現在あると思う人の割合は6割を超える結果となっています。
これらの傾向は、前回調査から変化は見られませんでした。

○ 小中学生の意識調査の結果をみると、「ジェンダー（女性・男性・LGBTQ＋など）の人権問題」に関する認知度は、小学5年生では38.1%と3番目に高く、中学2年生では86.3%とさらに高くなり順位も１番目になっています。小中学生にとってもジェンダーに関する人権問題の認知度の高さがうかがえます。＜再掲＞

○ すべての人が性のあり方に関わりなく自分らしく生きることができるよう性的マイノリティ（LGBTQ＋）への偏見や差別をなくし、性的指向や性自認*の多様性が尊重されるまちづくりを推進していく必要があります。

＊性的マイノリティ（LGBTQ+）…LGBT（レズビアン・ゲイ・バイセクシュアル・トランスジェンダー）など、恋愛や性愛の対象が同性の人や両性の人、出生時に判定された性と自認する性が異なる人などの総称として用いています。これら4つのセクシュアリティに限らず一人ひとりの性は多様です。自分の性のあり方が分か

らない、決められない、決めない人（クエスチョニング）や性的指向や性自認を持たない人もいることから、性的マイノリティを表す総称のひとつをLGBTQ＋といいます。

＊アウティング……本人の了解を得ずに、他の人に公にしていない性的指向や性自認等の秘密を暴露する行動のこと。

＊性的指向や性自認……性的指向（Sexual　Orientation）は、恋愛又は性愛がいずれの性別を対象とするかを言い、性自認（Gender　Identity）とは、自己の性別についての認識のことを言います。また、あわせて「SOGI」と表現します。

＜取組の方向性＞

① 性の多様性についての理解促進

○ 性の多様性についての理解を深めるため、学校での教育や生涯学習、職場研修などを通じた学習機会を提供します。また、性的指向や性自認を理由とする差別的取扱いや言動は不当であることの認識や当事者が意図しないアウティング防止に重点を置いた啓発を行います。

② 相談・支援体制の整備・充実

○ 当事者に寄り添い、応援する支援者（ALLY*）の育成に向け、職員への研修を行うとともに、市民を対象とした講座等を開催することで、支援者の拡大を図ります。

○ 性自認や性的指向にかかわらず、すべての人が安心して自分らしく生きるための相談窓口の周知や当事者に寄り添った相談対応、情報提供を行うとともに、専門相談機関と連携した相談・支援体制の充実を図ります。

＊ALLY……アライと読み、性的マイノリティ（LGBTQ+）の当事者を理解し、支える人のこと。

＜関連計画等＞

○ 第４次枚方市男女共同参画計画

ひこぼしくんコラム　⑯



SOGI は、人それぞれ

「SOGI（ソジ/ソギ）」っていう言葉を知っているかな？

SOGI とは、性的指向（sexual orientation）と性自認（gender identity）の頭文字をとった略称だよ。「性的指向」っていうのは、恋愛感情や性的な関心がどの性別に向くかということで、「性自認」は、自分の性別についての認識のことなんだ。SOGI っていうのは、自分がどんな性別の人を恋愛対象とするのか、自分自身はどんな性別だと認識しているのかという属性のことで、人それぞれなんだよ。

この SOGI に関する嫌がらせや侮辱的な言動が日常的に発生しているのは悲しいことだね。

ゲイだという理由で学校で仲間外れにされたり、「女性だから制服はスカートが当たり前」と望まない性別での生活を強いられたり、性同一性障害の従業員が女性の服装で勤務したとして懲戒解雇を言い渡されたり・・・

そして、「〇〇さんってレズなんだって」などと、誰かの性的指向や性自認について、本人の許可なく第三者に知らせること（アウティング）が、本人に死を覚悟させるほどの苦しみとなっていて問題になっているんだ。

民間機関の調査では、性的マイノリティの人は人口の約３～10%いると言われているんだ。だから、「自分の周りには、性的マイノリティの人はいないから関係ない」ってことではないんだ。

「存在しない」のではなく、「見えていない」だけなんだよ。自分の周りにもいるはずの性的マイノリティの人を傷つけてしまわないように、正しい知識を身に付けていきたいね。

13　職業や雇用をめぐる人権

＜現状と課題＞

○ 「職業選択の自由」はすべての人に保障されており、誰もが自由に自分の適性や能力に応じて職業を選ぶことができるものとされています。しかし、部落差別（同和問題）や性別、年齢、国籍、宗教的、道徳的な理由による差別的な採用選考のほか、「力仕事に従事しているから」、「非正規社員だから」など、特定の職業やその従事者、従事形態に対する偏見や差別が存在しています。

○ 市民意識調査の結果をみると、「職業や雇用をめぐる人権」について、あることは知っていると回答する人の割合は49.8%、知らないと回答する人の割合は12.1%と、合計61.9%の人が、内容までは理解しておらず、「職業や雇用をめぐる人権問題」の学習状況については、多数の人が受けていないことがわかります。
また、採用面接における質問で「宗教」や「家族の状況（職業、続柄、健康、地位、学歴、年収、資産など）」、「支持政党」を質問する行為を人権上問題があると思う人の割合は60%以上となっています。
これらの傾向は、前回調査から変化は見られませんでした。

○ 就職は、人の生涯に大きな影響を及ぼすものであるため、求人募集・採用選考にあたっては、求職者などの個人情報の適正管理と、差別のない公正な採用選考が行われる必要があります。あらゆる職業や働き方の違いを一人ひとりが理解・尊重し、偏見や差別を解消していくための教育・啓発に取り組むことが必要です。

＜取組の方向性＞

① 職業や雇用についての環境づくりの促進

○ 公共職業安定所や大阪府、枚方事業所人権推進連絡会等と連携し、多様な働き方への理解促進や職業差別防止に向けた啓発、公正な採用選考による就職の機会均等の確保と差別のない環境づくりに向け、取り組みます。

＜関連計画等＞

○ 第４次枚方市男女共同参画計画

ひこぼしくんコラム　⑰



職業選択の自由

「職業選択の自由」とは、性別や年齢、出身地などを理由に不当に扱われず、誰でも自分がどんな仕事に就くかを自由に決めることができることなんだ。また、雇用者は差別のない公正な採用選考を行うことが求められているよ。そのため、採用選考は、応募者本人の適性、能力のみを基準として、客観的な判断により合理的に行う必要があるんだよ。

平成 30 年（2018 年）に一部の大学医学部の入学者選抜において女性差別や年齢差別ともとれる不適切な取扱いが発覚したのは衝撃的な出来事だった。女子や浪人受験生らに不当な得点操作が行われていたのは、将来、医師として働く機会にも影響を及ぼしかねない問題なんだ。

募集や採用では、原則として年齢制限を設けることや、性別を理由とする差別は禁止されているよ。また、国籍や出生地、家族のことなど、本人の適性や能力に関係ないことを「聞いたり」「書かせたり」「調べたり」することは就職差別につながるおそれがあるんだよ。
社会全体で固定観念をなくして、一人ひとりが自分の希望や能力に応じて職業を選ぶことができる、多様性を尊重する意識の醸成が大切なんだね。

14　セクシュアルハラスメント*、パワーハラスメント*などの各種ハラスメント

＜現状と課題＞

○ 令和２年（2020年）、いわゆる「パワーハラスメント防止法」が施行され、職場などにおける様々なハラスメントへの対策に加え、パワーハラスメント防止のために雇用管理上必要な措置を講じることが事業主に義務づけられました。ハラスメントとは、他者に対する発言・行動などが本人の意図には関係なく、他者を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威を与えることを言います。特に職場で起こりやすいハラスメントとして、セクシュアルハラスメントとパワーハラスメントがあり、職場だけでなく地域や家庭、友人同士などの間での倫理や常識を超えた嫌がらせ（いわゆるモラルハラスメント）もそれにあたります。また、令和８年（2026年）10月からカスタマーハラスメント*と、求職者等に対するセクシュアルハラスメントへの対策が事業主に義務付けられました。妊娠・出産、育児・介護休業などを理由とする不利益な取扱い（マタニティハラスメント*・パタニティハラスメント*等）も、決してあってはならないもので、「男女雇用機会均等法」や「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に違反するものとして、防止対策の強化が図られています。

○ 市民意識調査の結果をみると、「セクシュアルハラスメント」、「パワーハラスメント」、「カスタマーハラスメント」の内容をある程度理解している人の割合は50％を超え、比較的高い状況ですが、「マタニティハラスメント」や「パタニティハラスメント」の内容をある程度理解している人の割合は低くなっています。また、「セクシュアルハラスメント」、「パワーハラスメント」を特に深刻な人権問題と考える人の割合について、前回調査では高齢層が若年層や中年層より10ポイント以上低い結果となっていましたが、今回、新たに項目を追加した「マタニティハラスメント」、「パタニティハラスメント」、「カスタマーハラスメント」を含めたすべてのハラスメントの項目において、世代による大きな差は見られません。

○ 企業だけでなく、働く人の意識啓発を促進し、ハラスメントは人権侵害であるという認識を高めていくことで、対等な職場環境づくりをめざす必要があります。また、ハラスメントの実態を把握し、被害者の救済に繋げていくためには職場内での相談体制の構築も重要です。

○ ハラスメント予防や防止の取組は職場だけでなく、地域活動などあらゆる場面においても必要です。そのためには、地域活動などに参画する様々な主体においてハラスメントを許さないという意識の高揚が重要です。

＊セクシュアルハラスメント…職場において、労働者の意に反する性的な言動が行われ、それを拒否したり抵抗したりすることによって解雇、降格、減給などの不利益を受けることや、性的な言動が行われることで職場の環境が不快なものとなったため、労働者の能力の発揮に重大な悪影響が生じること。
＊パワーハラスメント……職権などの優位にある権限を背景に、本来の業務範囲を超え、相手の人格と尊厳を侵害する言動を行い、就労環境を悪化させる、あるいは雇用不安を与えること。
＊カスタマーハラスメント……従業員が顧客から理不尽なクレームや言動で精神的・身体的に追い詰められること。
＊マタニティハラスメント……働く女性が妊娠したことや出産を理由に、解雇されたり、働くことを強制的に制限されたり、妊娠・出産にあたり精神的・肉体的な嫌がらせを受けること。
＊パタニティハラスメント……男性が職場において育児休業や短時間勤務などの制度を利用する際に、上司や同僚から不利益な扱いを受けること。

＜取組の方向性＞

① ハラスメント防止の啓発推進

○ 職場や学校、地域等の様々な機会において、あらゆるハラスメントの根絶に向けて、啓発を推進します。

○ 枚方事業所人権推進連絡会等と連携し、ハラスメントのない働きやすい職場づくりの促進を働きかけます。

○ 市職員に対しては、定期的にハラスメント防止のための情報発信を行うとともに、ハラスメント防止研修を毎年実施します。

② 相談・支援体制の整備・充実

○ ハラスメントに悩んでいる人のために、専門相談機関との連携など、相談体制の充実を図ります。

○ 市職員に対しては、職員が気軽にハラスメント相談を行える体制を構築し、全職員へ周知します。

＜関連計画等＞

○ 第４次枚方市男女共同参画計画
○ 枚方市ハラスメント防止指針
○ 枚方市カスタマーハラスメント対策指針

ひこぼしくんコラム ⑱



お客さんだからって「わがまま」を言っていいの？

最近、「カスハラ」ってワードをよく聞くよね。
カスハラ（カスタマーハラスメント）は、お客さんなどが、働く人に対して行う著しい迷惑行為のことで、過大な要求や不当な言いがかり、嫌がらせの他に、暴力や暴言などもあるよ。
普通のクレームとは違って、要求の内容が正当な理由がない、または社会通念上相当な範囲を超えていて、働く人の就業環境を害することが特徴なんだ。働く人に大きな精神的負担となって、業務のパフォーマンスが低下したり、健康不良などで仕事を続けられなくなったりすることもあるよ。

小売業、運輸業、飲食サービス業、宿泊業、行政機関の窓口など、多くの業種で、対面だけでなく、電話やオンラインなどいろんな場面でカスハラは起きているよ。
働く人だけでなく、お客さんにとっても、サービスの質の低下という影響が出るため、お互いにとって良いことはないよね。

問題を解決するために、感情的にならず、お互いを尊重しながら、上手なコミュニケーションを心がけたいね。

15　ひきこもりの状態にある人の人権

＜現状と課題＞

○ ひきこもりの問題は、様々な要因が絡み合って生じている場合が多く、対人関係や進学の悩み、就労の困難さ、生活困窮など、その年齢や状況によっても要因は多岐に渡っています。しかしながら、本人や家族が自分たちの責任と考え、社会的に孤立し相談支援につながらない傾向があります。また、80代の親が自宅にひきこもる50代の子の生活を支える問題「8050問題」が顕在化しており、こうした家庭では親子で社会や地域から孤立するリスクを抱えるなど、社会的な課題となっています。

○ 市民意識調査の結果をみると、ニートやひきこもりの状態にある人に「怠けていないで働きなさい」と言うことについて、人権上問題があると思う人の割合は64.6％と前回の調査と同様に高くなく、ひきこもりの状態にある人に対する社会的な理解が不十分な状況にあります。

○ ひきこもりの問題に対応するためには、精神保健福祉分野だけでなく、教育、労働など様々な分野の公的機関や民間支援団体などの協力・連携による包括的な支援体制の構築が必要です。同時に、ひきこもりの問題についての正しい理解の促進と、偏見や差別の解消に向けた啓発活動を推進することや、相談機関につながるため、学校や行政による積極的な情報提供が求められます。

＜取組の方向性＞

① ひきこもりに関する理解促進

○ 専門知識を有するコーディネーター等が講座などを実施することにより、ひきこもりの状態にある人を支援するボランティアを増やすとともに、ひきこもりの問題に関する理解促進を図ります。

○ ひきこもりの状態にある人が社会的に孤立しないよう、地域において様々な体験ができ、交流が促進される機会を作るとともに、ひきこもりの状態にある人が抱える課題等を地域で共有し、ひきこもりに関する理解促進に繋げます。

○ ひきこもりの状態にある人がやりたい仕事を見つけるため、身近にある企業や行政機関などにおける職場体験の実施について協力を求めるなど、企業等への理解促進を図ります。

② 相談・支援体制の充実

○ ひきこもりの状態にある人は、学校へ行くことや外出ができない状態であるため、多くの人が相談に至っていない現状があります。当事者ができるだけ早期に相談窓口へと繋がるよう、効果的な情報発信と相談対応を行います。

○ 働く意欲がありながら、様々な理由で仕事に就くことができない人に対して、相談者のニーズや状況に合わせて、一人ひとりに合った就労支援体制の充実を図ります。

＜関連計画等＞

○ 枚方市子ども・若者総合計画
○ 枚方市地域福祉計画（第５期）

16　様々な人権問題

人権問題には様々なものがあり、一人ひとりの人権が尊重されるまちづくりを進めていくためには、「人権問題を知ろう、理解しよう」とする姿勢が不可欠です。

（１）震災等災害に起因する人権問題

○ 平成23年（2011年）3月11日に発生した東日本大震災は、被災地域が東日本全域に及び、甚大な人的・物的被害をもたらした未曾有の大災害です。また、地震と津波に伴い発生した東京電力福島第一原子力発電所事故は、被害をより深刻なものとしました。多くの人々が避難生活を余儀なくされた中、被災者に対する嫌がらせやいじめ、原発事故に伴う風評による偏見や差別が今なお存在しています。

○ 避難生活では、女性や介護の必要な人、妊産婦、乳幼児、難病患者、日本語でのコミュニケーションが難しい外国人などに対応した支援や配慮の必要性などが改めて認識されましたが、東日本大震災発生後に起きた能登半島地震や熊本地震、各地での豪雨災害等では、更なる取組の必要性が浮き彫りになっています。災害は多くの人命を危険にさらします。こうした時こそ、一人ひとりが被災者の状況を理解し、人権に配慮しながら支援していく意識が必要となります。

＜関連計画等＞

○ 枚方市地域防災計画
○ 枚方市地域福祉計画（第５期）

（２）アイヌの人々の人権

○ アイヌの人々は、アイヌ語や伝統的な儀式・祭事などをはじめとする独自の豊かな文化を持っています。しかし、アイヌの人々は、江戸時代の松前藩による支配、さらに明治時代の「北海道旧土人保護法」に基づく日本国民への同化施策により、経済的にも社会的にも恵まれない立場に置かれ、伝統的生活習慣や文化が尊重されてきませんでした。

○ 令和元年（2019年）に施行された「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」では、アイヌであることを理由とした差別などの禁止やアイヌ政策を実施するための支援措置などが定められています。アイヌの人々に対する差別や偏見をなくすためには、アイヌの人々に対する正しい知識と理解を深め、違いを尊重する環境整備を進めることが重要です。

（３）北朝鮮当局に拉致された被害者やその家族の人権

○ 北朝鮮当局による日本人拉致は、日本に対する主権侵害であるとともに、重大な人権侵害です。平成18年（2006年）、北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を解明し、その抑止を図ることを目的とする「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行されました。

○ 拉致問題は、日本の喫緊の国民的課題であり、これをはじめとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が、国際社会を挙げて取り組むべき課題とされる中、この問題についての関心と認識を深めていくことが大切です。

（４）人身取引（性的サービスや労働の強要等）に関する人権問題

○ 平成16年（2004年）、人身取引対策に関する関係省庁連絡会議（現犯罪対策閣僚会議）において、「人身取引対策行動計画」が策定されました（現人身取引対策行動計画2026）。当該計画に基づき、日本における人身取引の実態の把握、人身取引の防止・撲滅及び被害者の保護を推進するとともに、このような取組について広報を行い、被害に遭っていると思われる者を把握した際には通報するよう呼び掛けるなど、様々な取組が進められています。しかしながら、令和６年（2024年）の日本における人身取引の被害者は、66人で前年より5人増加し、そのうち女性が57人で、18歳未満の児童が41人という状況です。

○ 何らかの事情で家に居ることができない児童を優しい言葉で引き込むなど、SNSを利用する若い世代等をターゲットとして、違法風俗店での性的サービスや売春を強要されたり、借金等を理由に暴力や脅迫を受けながら、強制的に働かされたりする被害等が発生しており、また、最近では、SNSにおいて高額報酬で若者を誘い、海外で犯罪行為に加担させる特殊詐欺（匿名・流動型犯罪グループによる詐欺）など手口は巧妙化しています。性別・年齢を問わず誰もが被害にあう可能性があります。被害者は、深刻な精神的・肉体的苦痛を受け、その被害の回復は非常に困難を伴うことから、人身取引は人権を軽視する重大な犯罪であると認識するとともに、こうした状況を把握した場合は、警察署に通報するなど被害者の救済に繋げる必要があります。

第4章　計画の推進体制等

Ⅰ　庁内外の推進体制

（1）人権施策の推進体制

① 枚方市人権擁護推進本部

人権施策の総合的な推進を図るため、市長を本部長とし、各部長を本部員とする「枚方市人権擁護推進本部」（以下、「本部」という。）を適宜開催し、全庁的な人権施策の推進を図ります。

また、本部の下部組織として、各部の総務担当課長で構成する「枚方市人権擁護推進本部幹事会」を設置し、案件の事前審議を行うことで、本部の円滑な運営を行います。

人権尊重の視点をあらゆる施策に生かしていくためには、各分野の行政計画に基づく施策展開や事務事業において、常に、新たな人権課題に対応できているか、人権尊重の視点をより一層生かしていくためには何をすべきか、という観点での検討や、市民の人権意識調査等の結果も踏まえ、継続的に見直しを行いながら取組を推進することが求められます。

毎年度、分野ごとに本計画に基づく取組状況を確認するとともに、取組状況に関する人権尊重のまちづくり審議会や本部からの意見を踏まえ、効果的に人権施策を推進していきます。

合わせて、市職員が人権についての正しい理解と認識を深め、さらなる人権意識の高揚を図ることを目的として、様々な人権問題に関する研修に取り組みます。

② 枚方市人権尊重のまちづくり審議会

「枚方市人権尊重のまちづくり条例」に基づき設置している「枚方市人権尊重のまちづくり審議会」を定期的に開催し、計画の推進に関する審議や人権施策に関する様々な提言をいただきます。

（2）国や大阪府など関係機関との連携

国や大阪府、他の市町村及び民間団体、事業者などとの連携を図り、人権教育や人権啓発、人権相談などを効果的に行うとともに、人権に関する研修の実施や情報交換を行う機会の充実を図ります。

（3）市民など多様な主体との連携

人権施策は市の主体性のもと、市民、特定非営利活動法人、事業者、各機関、団体などの多様な主体が、それぞれの役割等を自覚しつつ、互いに連携し、推進していきます。